

総合科学博物館レストラン棟外部改修工事
仕様書

図 面 リ ス ト

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
A-00	表 紙	NO. scale		【機械設備図】				
A-01	図面リスト	NO. scale	M-01	屋上平面図・施設撤去図	1/200, 1/5			
A-02	改修工事仕様書（1）	NO. scale						
A-03	改修工事仕様書（2）	NO. scale						
A-04	改修工事仕様書（3）	NO. scale						
A-05	改修工事仕様書（4）	NO. scale						
A-06	建築工事特記仕様書 追補その1	NO. scale						
A-07	建築工事特記仕様書 追補その2	NO. scale						
A-08	建築工事特記仕様書 追補その3	NO. scale						
A-09	分別解体仕様書（1）	NO. scale						
A-10	分別解体仕様書（2）	NO. scale						
A-11	附近見取図	NO. scale						
A-12	敷地配置図	1/400						
A-13	（改修前後）屋上平面図・施設詳細図1	1/5, 1/30, 1/200						
A-14	（改修前後）施設詳細図2	1/30, 1/50						
A-15	（改修前後）施設詳細図3	1/30, 1/50						
A-16	仮設計画図	1/800						

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 嬢第7728号
若松一心

改修工事仕様書		⑨ 施工中の安全確保及び環境保全		建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリアード」は木製とする。		⑩ 火災保険等		適用範囲 監督員と協議のこと 保険の種類 ・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 保険期間 ・工事着手から工事的物引き渡しまで		⑪ 建築材料等		12 室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策		監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。		13 特別な材料の工法		改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。		⑫ 石綿含有建材の事前調査 [1. 5. 1]		石綿含有建材（みなし建材を含む） ・（ ） ○なし 石綿含有分析調査 ○本工事 ・別途 あらかじめ、設計図書、石綿含有建材の調査報告書等による書面調査及び現地での目視調査を実施し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出することとし、その写しを工事現場に備え置くこと。 （調査結果等については、調査可能となる時期に適切に対応すること。） また、関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。 なお、調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。 分析方法 ※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による		⑬ 既存部分の養生 [2. 3. 1]		養生方法 ※ビニールシート等による ・固定された家具（備品、机、ロッカー等）の移動 ※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生 ※ビニールシート等による ・既存フラインド、カーテン等の養生 養生方法 取外資再取付 ・ 保管場所 構内既設施設内 ・		⑭ 仮設間仕切り [2. 3. 2]		仮設間仕切り等の種別 種別 下地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗装 ・A種 ・木下地 ※せつこうボード（※9.5・ ） 厚さ mm ・片面 ※軽量敷骨 ・合板（※9.5・ ） ※無し ・B種 ・木下地 ※せつこうボード（※9.5・ ） ・片面 ※軽量敷骨 ・合板（※9.5・ ） ※無し ※C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ※鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ※無し ・有り ※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する（場所） ・構内に新設する 規模（1号・2号・3号・4号・ m） 構内既存の施設 ・利用できる（・有償 ・無償） ○利用できない 構内既存の施設 ・利用できる（・有償 ・無償） ○利用できない		⑮ 監督員事務所等 [2. 4. 1]		⑯ 工事用水		⑰ 工事用電力		⑱ 防水改修工事		1 既存防水層等の処理 [3. 2. 3~4] [3. 2. 6]		既存防水層の撤去 ・行う（範囲・図示・ ） 既存防水層の撤去 ・行う（範囲・図示・ ） 立上り部の既存防水層撤去 ・行う（・POS・POS1） 既存露出防水層表面の仕上げ除去 ・行う（・M4AS・M4AS1・M4C・M4DI・L4X） ・行わない		2 既存防水層の下地補修 [3. 2. 2] [3. 2. 6]		アスファルト補修の材料 ※JIS K 22071による3種 ・ 既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示		3 アスファルト防水 [3. 3. 2~3]		押え金物 ※アルミニウム製 L=30×15×2.0 (mm) 程度 屋根保護防水 [表3. 1. 1、表3. 3. 3~6]		工法 種別 施工箇所 断熱材 絶縁用シート 立上り部の保護 ・P2A ・A-1 ※A-2 ※A-3 ※ホリリフレシアシート 厚15mm以上 ・P1B ・B-1 ※B-2 ※B-3 乾式保護材の品質・性能等は仕様・又は評価名簿による ・P2A1 ・A1-1 (材質) ※A1-A2による 押出し法※ホリリフレシアシートによる硬質材※ホリリフレシアシートに適合するもの (厚さ) ※フラットヤーンクロス 70g/m2程度 ・P1B1 ・B1-1 ※B1-2		4 保護層等の施工 [3. 3. 5]		コナリ仕上りの平たかさ ※a種 ・b種 ・c種 屋根露出防水 [表3. 1. 1、表3. 3. 7~9]		工法 種別 施工箇所 断熱材 備考 ・M4C ・C-1 ※C-2 ※C-3 ※C-4 ・M3D ・D-1 ・P0D ※D-2 ※D-3 ※D-4 ・P0DI ・DI-1 ・M3DI ※DI-2 (材質) ※A1-A2による 押出し法※ホリリフレシアシートによる硬質材※ホリリフレシアシートに適合するもの (厚さ) 二重ドレン ・設ける ・設けない ・M4DI		5 改質アスファルトシート防水 [3. 4. 2~4]		粘着層付き改質アスファルトルーフィング ※非露出複層防水用 R種 厚さ() mm 改質アスファルトルーフィングシート ※露出単層防水用 R種 厚さ() mm 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 仕上色 シルバー ・カラー 脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様 屋上防水 [表3. 1. 1、表3. 4. 1~3]		工法 種別 施工箇所 材質 厚さ(mm) 備考 ・M4AS ・AS-T1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-T2 ※露出単層防水用 R種 ・AS-J2 ※露出単層防水用 R種 ・M3AS ・AS-T3 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・POAS 下層用 ※露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-T4 ※露出単層防水用 R種 ・AS-J1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-J3 ※露出単層防水用 R種 ・M3AS1 ・M4AS1 ・POAS1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 ※0.2以上 粘着層付シート 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS1-J1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 粘着層付シート 上層用 ※露出複層防水用 R種		6 改質アスファルトシート防水 [3. 4. 2~4]		工法 種別 施工箇所 材質 厚さ(mm) 備考 ・M4AS ・AS-T1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-T2 ※露出単層防水用 R種 ・AS-J2 ※露出単層防水用 R種 ・M3AS ・AS-T3 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・POAS 下層用 ※露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-T4 ※露出単層防水用 R種 ・AS-J1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS-J3 ※露出単層防水用 R種 ・M3AS1 ・M4AS1 ・POAS1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 ※0.2以上 粘着層付シート 上層用 ※露出複層防水用 R種 ・AS1-J1 下層用 ※非露出複層防水用 R種 粘着層付シート 上層用 ※露出複層防水用 R種		7 下部に部分的に溶着又は接着させる場合 ・トーチ工法 ・常温(粘着)工法 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 仕上色 シルバー ・カラー 脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様		① 合成分子系ルーフィングシート防水 [3. 5. 2~4]		[表3. 1. 1、表3. 5. 1~2] 工法 種別 施工箇所 厚さ(mm) 分類 備考 ・POS ・S-F1 ※1.2・ ※非歩行 ・カラー 脱気装置 ・S4S ・S-F2 ※1.5・ ※歩行 ・シルバー ・設ける ・S-M1 ※1.5・ ※歩行 ○設けない ・S-M2 ※1.5・ ※歩行 ○設けない ・S3S ・S-F1 ※1.2・ ※非歩行 ・カラー 脱気装置 ・S-F2 ※1.5・ ※歩行 ・シルバー ・設ける ・M4S ・S-M1 ※1.5・ ※非歩行 ・カラー 脱気装置 ・S-M2 ※1.5・ ※歩行 ・シルバー ・設けない ・POS1 ・S-F1 ※1.2・ ※非歩行 ・カラー 脱気装置 ・S3S1 ・S-F2 ※1.5・ ※歩行 ・シルバー ・設ける ・S4S1 ・S-F2 ※1.5・ ※歩行 ○設けない ・M4S1 ・S-M1 ※1.5・ ※歩行 二重ドレン ・S-M2 ※1.5・ ※歩行 ○設けない 絶縁用シート及び可塑剤移行防止シート 材質 ※発砲ポリエチレンシート 断熱材 ・機械的固定工法 JIS A 95211に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 () 厚さ() ・接着工法 JIS A 95211に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 () 厚さ() 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様 既存防水層下地がPCCコンクリート部材の場合 既存防水層の撤去 ・行う(法) ・行わない 目地処理 ・行う(S-F1及びS-F1-1の場合) ・行わない 増張り ・行う(S-F1及びS-F1-1の場合) ・行わない 機械的固定工法の場合の一般的ルーフィングシートの貼付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 2.1耐荷重及び耐外力による 屋内防水 (P1S工法) 保護モルタル塗厚() [表3. 1. 1、表3. 6. 1~2]		② 塗膜防水 [3. 6. 2~4]		工法 種別 施工箇所 仕上塗料 備考 ・POX ※絶縁工法 ※遮音工法 ○カラー ・脱気装置 ・L4X ・絶縁工法 ※遮音工法 ・カラー ・二重ドレン ・PIY ※Y-2 保護層 ・コナリ ・材料 ・PIY ※Y-2 保護層 ・コナリ ・材料 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 脱気装置 材質 ※主材料製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※主材料製造所の仕様 シーリング材 目地寸法() 改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 ・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 種類及び施工箇所 図示(図示以外は改修標準仕様書表3. 7. 1) シーリング面への仕上塗料仕上げ等 ・あり(※図示) ・なし ブリッジ工法 ボンドブレード張り ・適用する エッジング材張り ・適用する 接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(部位:) どの材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・RF-VVP) ・ ルーフドレン (JOM 301) (製造所 評価名簿による)		③ シーリング [3. 7. 2~8]		工法 種別 施工箇所 仕上塗料 備考 ・POX ※絶縁工法 ※遮音工法 ○カラー ・脱気装置 ・L4X ・絶縁工法 ※遮音工法 ・カラー ・二重ドレン ・PIY ※Y-2 保護層 ・コナリ ・材料 ・PIY ※Y-2 保護層 ・コナリ ・材料 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 脱気装置 材質 ※主材料製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※主材料製造所の仕様 シーリング材 目地寸法() 改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 ・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 種類及び施工箇所 図示(図示以外は改修標準仕様書表3. 7. 1) シーリング面への仕上塗料仕上げ等 ・あり(※図示) ・なし ブリッジ工法 ボンドブレード張り ・適用する エッジング材張り ・適用する 接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(部位:) どの材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・RF-VVP) ・ ルーフドレン (JOM 301) (製造所 評価名簿による)		9 とい [3. 8. 2~3]		どの材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・RF-VVP) ・ ルーフドレン (JOM 301) (製造所 評価名簿による)		④ 鋼管製などの防露巻工法等の処理 [3. 8. 3]		防露部 ステンレス(SUS304、厚さ0.2mm)で被覆する。 高さ(mm) 床 ※30 天井 ※30 防露を行わない場合 ステンレス製シーリングプレートを取り付ける(床、天井共) 種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形 厚さ(mm) ※2.0・ 収物 表面処理 ※A-1種又はB-1種 ・B-2 (・A1-1 ・D1) ・ブライヤ系 ・(行方)工法 既存塗物の撤去 ・行う(範囲 図示) 下地補修の工法 ※図示 板材折曲げ形の空木の取付方法 ※図示 空木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 2.1耐荷重及び耐外力による		10 鋼管製などの防露巻工法等の処理 [3. 8. 3]		防露部 ステンレス(SUS304、厚さ0.2mm)で被覆する。 高さ(mm) 床 ※30 天井 ※30 防露を行わない場合 ステンレス製シーリングプレートを取り付ける(床、天井共) 種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形 厚さ(mm) ※2.0・ 収物 表面処理 ※A-1種又はB-1種 ・B-2 (・A1-1 ・D1) ・ブライヤ系 ・(行方)工法 既存塗物の撤去 ・行う(範囲 図示) 下地補修の工法 ※図示 板材折曲げ形の空木の取付方法 ※図示 空木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 2.1耐荷重及び耐外力による		11 アルミニウム製空木 [3. 9. 2~3]		種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形 厚さ(mm) ※2.0・ 収物 表面処理 ※A-1種又はB-1種 ・B-2 (・A1-1 ・D1) ・ブライヤ系 ・(行方)工法 既存塗物の撤去 ・行う(範囲 図示) 下地補修の工法 ※図示 板材折曲げ形の空木の取付方法 ※図示 空木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 2.1耐荷重及び耐外力による		4-1 1 外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)		① ひび割れ部改修工法 [4. 2. 4~7]		※樹脂注入工法 種類 ひび割れ幅(mm) 注入間隔(mm) 注入量(ml/m) ※自動式樹脂工ボキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 200~300 ※ ・手動式工ボキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 50~100 ※ 4.0 ・機械式工ボキシ樹脂注入工法 0.3以上~0.5未満 100~200 ※ 7.0 0.5以上~1.0未満 150~250 ※ 13.0 コア抜き検査 ・行う(抜き取り部分の補修方法 ポリマーセメントモルタル充填) ※行わない ・Uカットシール充填工法 カット部充填材 ・可とう工ボキシ樹脂 (品質・性能等 追補による。製造所 評価名簿による) ・シーリング材(※1成分形又は2成分形ポリウレタン系) ・シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填 ※行う ・行わない ・シール工法 ひび割れ部シール材 ・パテ状工ボキシ樹脂 ・可とう工ボキシ樹脂 (品質・性能等 追補による。製造所 評価名簿による)		2 欠損部改修工法 [4. 2. 8]		充填工法 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル ・工ボキシ樹脂モルタル (品質・性能等 追補による。製造所 評価名簿による) 愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計 二級建築士 媛第7728号 若松一心	
令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事		名称	改修工事仕様書(1)		A-02																																																																																																						

4-2 外壁 改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁)	1	ひび割れ部改修工法 [4. 3. 2] [4. 3. 5~8]	モルタルの撤去 ・ 行う (撤去後の補修 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法) ※行わない ※樹脂注入工法 種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ひび割れ幅 (mm) 2以上~1.0未満 注入口間隔 (mm) 200~300 注入力 (ml/m) ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 50~100 ※ 4.0 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上~0.5未満 100~200 ※ 7.0 0.5以上~1.0未満 150~250 ※ 13.0	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	・ 目地ひび割れ部改修工法 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ 伸縮調整目地改修工法 位置及び寸法 ※図示 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) 平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。	8 ステンレス製建具 [5. 6. 2~5]	簡易気密型 ・ 適用する (※A-3) ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 ・ S-5 ・ S-6 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 耐震ドア面内変形追従性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ステンレス鋼板 ※ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 表面仕上げ ※ HLL仕上げ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・ 角出し曲げ 加工及び組立時の含水率 ※A種 (15%以下) ・ B種 (18%以下) フラッシュ戸の材料 表面材 種類 ・ 合板 ・ ミディアムデンシティファイバーボード (以下「MDF」という) 品質 ※改修標準仕様書5. 7. 2 (2) (イ) による	15 ガラス [5. 14. 2~4]	共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料 ・ 合わせガラス 特性 ・ 1類 ・ 2-1類 ・ 2-2類 ・ 3類 ・ 強化ガラス 特性 ・ 1類 ・ 3類 ・ 熱線吸収ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 複層ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 (※U3-1 ・ U3-2) ・ 4類 ・ 5類 ・ 熱線反射ガラス 閉止・ 加温耐熱性による区分 ・ 1類 ・ 2類 ※3類 日射遮へい性 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 耐油性 ・ A類 ・ B類 色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ 反射被膜 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ ・ シルバー ・ 内側 ・ 外側 ・ 行う ・ 行わない													
	2	欠損部改修工法 [4. 3. 3] [4. 3. 5] [4. 3. 9~10]	※充填工法 (モルタル撤去部の面積が0. 25m ² /箇所程度以下の場合) 充填材料 ・ ポリマーセメントモルタル ・ エポキシ樹脂モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ モルタル塗替え工法 既成目地材 ・ 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 吸水調整材 (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による)	4-4 外壁 改修工事 (仕上げ外壁)	1 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4. 5. 4~5]	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理工法 ・ サンダー工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 高圧水洗工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 高圧水洗機の加圧力 ・ 30MPa程度 ・ 50MPa程度 ・ 100MPa程度 ・ 塗膜はく離工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 水洗工法 処理範囲 ※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 下地調整材料 ※下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 防水仕上げ塗材主材	9 木製建具 [5. 7. 2~4]	MDFの区分 区分 ・ 普通MDF ・ 構造用MDF 表面の状態 ・ 素地MDF ・ 化粧MDF ・ 無研磨板 ・ 単板オーバーレイ ・ 塗装 ・ 研磨板 ・ プラスチックオーバーレイ ・ 研磨板 曲げ強度 ・ 3.0タイプ ・ 2.5タイプ ・ 1.5タイプ ・ 5タイプ 接着剤 ・ Uタイプ ・ Mタイプ ・ Pタイプ 難燃性 ・ 難燃2級 ・ 難燃3級 かまの材料 かまの樹種 ・ 杉板の樹種 ・ 杉すまの材料 種別 ・ I型 ・ II型 上張り ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙 ・ 雲花紙 (挿入等の裏側) 戸ぶすまの材料 表面材 種類 ・ 合板 ・ MDF 品質 ※改修標準仕様書5. 7. 2 (2) (イ) による MDFの区分 区分 ・ 普通MDF ・ 構造用MDF 表面の状態 ・ 素地MDF ・ 化粧MDF ・ 無研磨板 ・ 単板オーバーレイ ・ 塗装 ・ 研磨板 ・ プラスチックオーバーレイ ・ 研磨板 曲げ強度 ・ 3.0タイプ ・ 2.5タイプ ・ 1.5タイプ ・ 5タイプ 接着剤 ・ Uタイプ ・ Mタイプ ・ Pタイプ 難燃性 ・ 難燃2級 ・ 難燃3級 上張り ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子 材料 ・ ビニル紙 ・ 雲花紙 (挿入等の裏側) 種の材料 ※建具表による くつずり材料 ※建具表による 形状及び仕上げ フラッシュ戸の表面材の厚さ 表 面 材 厚さ (mm) 普通合板 ※2. 5以上 天然木化粧合板 ※3. 2以上 特殊加工化粧合板 ※2. 4以上 各木製建具の見込み寸法 名 称 見込み寸法 (mm) かまの戸 3.6 ふすま 19. 5 戸ぶすま 3.0 紙張り障子 3.0 ふすまの線の仕上げ ※建具表による 金物の種類 ・ 見え掛りの材質等 ※改修標準仕様書5. 8. 1及び適用は建具表による 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書5. 8. 2による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書5. 8. 3による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書5. 8. 4による 木製建具に使用する戸とレール	16 付属電気設備	電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機0. 4KW以上の場合、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断器及び三相用コンデンサーを設置する。												
	3	浮き部改修工法 [4. 3. 4~5] [4. 3. 9~16]	※充填工法 (モルタル撤去部の面積が0. 25m ² /箇所程度以下の場合) 充填材料 ・ ポリマーセメントモルタル ・ エポキシ樹脂モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ モルタル塗替え工法 既成目地材 ・ 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 吸水調整材 (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による)		2 仕上げ塗材仕上げ [4. 1. 5] [4. 5. 2]	新規仕上げ塗材の種類 種類 呼び名 防火材料 仕上げの形状 ・ 薄付け仕上げ塗材 ・ 外装薄塗材S ・ 可とう形外装薄塗材Si ・ 外装薄塗材E ・ 可とう形外装薄塗材E ・ 凹凸状 (吹付け ・ こて塗り) ・ 防防水外装薄塗材E ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく ・ 外装薄塗材S ・ 吹付け ・ 凸凹処理 ・ 平たん状 ・ 外装薄塗材Si ・ 凹凸状 ・ ひきねこし ・ かき落とし ・ 外装薄塗材E ・ 適用する ・ 複層仕上げ塗材 ・ 複層塗材CE ・ 可とう形複層塗材CE ・ 複層塗材Si ・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 複層塗材CE ・ 防防水複層塗材E ・ 防防水複層塗材E ・ 防防水複層塗材RE ・ 増塗材 ・ 適用する ・ 可とう形改修用仕上げ塗材 ・ 可とう形改修塗材E ・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状 ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE		6 内装 改修工事	1 改修範囲 [6. 1. 3]	既存開口壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁より両側60mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示												
	4	外壁複合改修工法	平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。		3 施工業者	施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県土木工事業協会の組合員、(一社)日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承認する施工業者とする。			2 既存床の撤去及び下地補修 [4. 2. 4] [6. 2. 2]	既存開口壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁より両側60mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示												
4-3 外壁 改修工事 (タイル張り仕上げ外壁)	1	ひび割れ部改修工法 [4. 4. 2] [4. 4. 5~8]	タイルの撤去 ・ 行う (撤去後の補修 ・ タイル部分張替え工法) ・ 行わない ※樹脂注入工法 種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ひび割れ幅 (mm) 2以上~1.0未満 注入口間隔 (mm) 200~300 注入力 (ml/m) ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 50~100 ※ 4.0 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上~0.5未満 100~200 ※ 7.0 0.5以上~1.0未満 150~250 ※ 13.0	⑤ 建具 改修工事	1 改修工法 [5. 1. 3]	⑩ 建具 金物 [5. 8. 2~4]	1 自動ドア開閉装置 [5. 9. 2~3]	15 ガラス [5. 14. 2~4]	6 内装 改修工事	3 既存壁の撤去及び下地補修 [4. 3. 10] [6. 3. 2]	間仕切壁の撤去に伴う地の構造体の補修 ※モルタル塗り (塗り厚25mmを超える場合の補修) ・ 行う ・ 行わない ・ 図示											
	2	欠損部改修工法 [4. 4. 3] [4. 4. 5~8]	・ タイル部分張替え工法 (既存下地モルタルを撤去せず、張替部の面積が0. 25m ² /箇所程度以下の場合) 張替部の面積が0. 25m ² /箇所を超える場合 ・ 適用する ・ 適用しない 張付け用材料 ※ポリマーセメントモルタル ・ 変成シリコン樹脂 ・ タイル張替え工法 張付け用材料 既調合モルタル (張付けに使用する場合) (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り 伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地 位置 ※改修標準仕様書表4. 4. 2による ・ 図示 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (・ 注入口付) アンカーピン固定用樹脂材料 (アンカーピン部共通) 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形 注入口付アンカーピン用樹脂材料 (アンカーピン部共通) 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 (・ 注入口付) 注入材料 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は中粘度形 ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 (・ 注入口付) 注入材料 ポリマーセメントスラリー (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカーピン部 ・ タイル部分張替え工法 (既存下地モルタルを撤去せず、張替部の面積が0. 25m ² /箇所程度以下の場合) 張替部の面積が0. 25m ² /箇所を超える場合 ・ 適用する ・ 適用しない 張付け用材料 ※ポリマーセメントモルタル ・ 変成シリコン樹脂 ・ タイル張替え工法 張付け用材料 既調合モルタル (張付けに使用する場合) (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り 伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地 位置 ※改修標準仕様書表4. 4. 2による ・ 図示 タイルの形状、寸法、まじりの質等 施工箇所 形状寸法 再生材のまじり うわぐすり 役物 色 備考 備考 役物使用箇所 ※各部の寸法は図示による 外装 出隅、窓台、マガサ (標準一体成型品以外は標準成型品とする) 見本焼き ・ 行う () ※行わない 試験張り ・ 行う () ※行わない		2 見本の製作等 [5. 1. 5]	2 防犯建物物品 [5. 1. 7]	4 アルミニウム製建具 [5. 2. 2~5]	11 自動ドア開閉装置 [5. 9. 2~3]	12 自閉式上吊り引戸装置 [5. 10. 3]	13 重量シャッター [5. 11. 2~3]	14 軽量シャッター [5. 12. 2~4]	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	4 外壁複合改修工法	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	・ 目地ひび割れ部改修工法 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ 伸縮調整目地改修工法 位置及び寸法 ※図示 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) 平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。	4 外壁複合改修工法	既存塗膜等の除去及び下地処理 [4. 5. 4~5]	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理工法 ・ サンダー工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 高圧水洗工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 高圧水洗機の加圧力 ・ 30MPa程度 ・ 50MPa程度 ・ 100MPa程度 ・ 塗膜はく離工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 水洗工法 処理範囲 ※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 下地調整材料 ※下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 防水仕上げ塗材主材	8 ステンレス製建具 [5. 6. 2~5]	簡易気密型 ・ 適用する (※A-3) ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 ・ S-5 ・ S-6 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 耐震ドア面内変形追従性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ステンレス鋼板 ※ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 表面仕上げ ※ HLL仕上げ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・ 角出し曲げ 加工及び組立時の含水率 ※A種 (15%以下) ・ B種 (18%以下) フラッシュ戸の材料 表面材 種類 ・ 合板 ・ ミディアムデンシティファイバーボード (以下「MDF」という) 品質 ※改修標準仕様書5. 7. 2 (2) (イ) による	15 ガラス [5. 14. 2~4]	共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料 ・ 合わせガラス 特性 ・ 1類 ・ 2-1類 ・ 2-2類 ・ 3類 ・ 強化ガラス 特性 ・ 1類 ・ 3類 ・ 熱線吸収ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 複層ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 (※U3-1 ・ U3-2) ・ 4類 ・ 5類 ・ 熱線反射ガラス 閉止・ 加温耐熱性による区分 ・ 1類 ・ 2類 ※3類 日射遮へい性 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 耐油性 ・ A類 ・ B類 色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ 反射被膜 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ ・ シルバー ・ 内側 ・ 外側 ・ 行う ・ 行わない
	3	浮き部改修工法 [4. 4. 4~5] [4. 4. 7~16]	※充填工法 (モルタル撤去部の面積が0. 25m ² /箇所程度以下の場合) 充填材料 ・ ポリマーセメントモルタル ・ エポキシ樹脂モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ モルタル塗替え工法 既成目地材 ・ 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 吸水調整材 (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による)		3 改修工法 [5. 1. 3]	⑩ 建具 金物 [5. 8. 2~4]	11 自動ドア開閉装置 [5. 9. 2~3]	12 自閉式上吊り引戸装置 [5. 10. 3]	13 重量シャッター [5. 11. 2~3]	14 軽量シャッター [5. 12. 2~4]	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	4 外壁複合改修工法	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	・ 目地ひび割れ部改修工法 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ 伸縮調整目地改修工法 位置及び寸法 ※図示 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) 平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。	4 外壁複合改修工法	既存塗膜等の除去及び下地処理 [4. 5. 4~5]	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理工法 ・ サンダー工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 高圧水洗工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 高圧水洗機の加圧力 ・ 30MPa程度 ・ 50MPa程度 ・ 100MPa程度 ・ 塗膜はく離工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 水洗工法 処理範囲 ※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 下地調整材料 ※下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 防水仕上げ塗材主材	8 ステンレス製建具 [5. 6. 2~5]	簡易気密型 ・ 適用する (※A-3) ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 ・ S-5 ・ S-6 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 耐震ドア面内変形追従性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ステンレス鋼板 ※ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 表面仕上げ ※ HLL仕上げ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・ 角出し曲げ 加工及び組立時の含水率 ※A種 (15%以下) ・ B種 (18%以下) フラッシュ戸の材料 表面材 種類 ・ 合板 ・ ミディアムデンシティファイバーボード (以下「MDF」という) 品質 ※改修標準仕様書5. 7. 2 (2) (イ) による	15 ガラス [5. 14. 2~4]	共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料 ・ 合わせガラス 特性 ・ 1類 ・ 2-1類 ・ 2-2類 ・ 3類 ・ 強化ガラス 特性 ・ 1類 ・ 3類 ・ 熱線吸収ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 複層ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 (※U3-1 ・ U3-2) ・ 4類 ・ 5類 ・ 熱線反射ガラス 閉止・ 加温耐熱性による区分 ・ 1類 ・ 2類 ※3類 日射遮へい性 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 耐油性 ・ A類 ・ B類 色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ 反射被膜 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ ・ シルバー ・ 内側 ・ 外側 ・ 行う ・ 行わない	
	4	外壁複合改修工法	平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。		3 改修工法 [5. 1. 3]	⑩ 建具 金物 [5. 8. 2~4]	11 自動ドア開閉装置 [5. 9. 2~3]	12 自閉式上吊り引戸装置 [5. 10. 3]	13 重量シャッター [5. 11. 2~3]	14 軽量シャッター [5. 12. 2~4]	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	4 外壁複合改修工法	4 目地改修工法 [4. 4. 5] [4. 4. 16]	・ 目地ひび割れ部改修工法 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) ・ 伸縮調整目地改修工法 位置及び寸法 ※図示 既製調合モルタル (品質 ・ 性能等 追補による、製造所 評価名簿による) 平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修補修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。	4 外壁複合改修工法	既存塗膜等の除去及び下地処理 [4. 5. 4~5]	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理工法 ・ サンダー工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 高圧水洗工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 高圧水洗機の加圧力 ・ 30MPa程度 ・ 50MPa程度 ・ 100MPa程度 ・ 塗膜はく離工法 処理範囲 ※既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 ・ 水洗工法 処理範囲 ※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示の範囲 下地調整材料 ※下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 防水仕上げ塗材主材	8 ステンレス製建具 [5. 6. 2~5]	簡易気密型 ・ 適用する (※A-3) ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 ・ S-5 ・ S-6 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 耐震ドア面内変形追従性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ステンレス鋼板 ※ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 表面仕上げ ※ HLL仕上げ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・ 角出し曲げ 加工及び組立時の含水率 ※A種 (15%以下) ・ B種 (18%以下) フラッシュ戸の材料 表面材 種類 ・ 合板 ・ ミディアムデンシティファイバーボード (以下「MDF」という) 品質 ※改修標準仕様書5. 7. 2 (2) (イ) による	15 ガラス [5. 14. 2~4]	共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料 ・ 合わせガラス 特性 ・ 1類 ・ 2-1類 ・ 2-2類 ・ 3類 ・ 強化ガラス 特性 ・ 1類 ・ 3類 ・ 熱線吸収ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 複層ガラス 性能 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 (※U3-1 ・ U3-2) ・ 4類 ・ 5類 ・ 熱線反射ガラス 閉止・ 加温耐熱性による区分 ・ 1類 ・ 2類 ※3類 日射遮へい性 ・ 1類 ・ 2類 ・ 3類 耐油性 ・ A類 ・ B類 色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ 反射被膜 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ ・ シルバー ・ 内側 ・ 外側 ・ 行う ・ 行わない	

8	軽量鉄骨天井下地 [6. 6. 2~4]	野線等の種類 屋外 ※2.5型・1.9型 屋内 ※2.5型・1.9型 既存の埋込みインサート ・使用する あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う(箇所数()) 確認強度() 屋外の軒天井、ピロティ天井等 野線受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離 ※図示 野線の間隔 ※図示 耐風圧性を考慮した補強 ※図示 つりボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※図示 天井のふとこが1.5m以上3.0m以下の場合 補強方法 ※改修標準仕様書6. 6. 4 (8) による 天井のふとこが3.0mを超える場合 補強方法 ※図示 天井下地材における耐震性を考慮した補強 ・行う 補強箇所 ※図示 補強方法 ※図示	16	壁紙張り [6. 14. 2~3]	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="5">壁紙の種類</th> <th rowspan="2">防火種別</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>紙</th> <th>繊維</th> <th>7.5以下</th> <th>無縫質</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※不燃・準不燃・難燃</td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考	紙	繊維	7.5以下	無縫質	その他							※不燃・準不燃・難燃		8-1	耐震改修工事(共通事項)	1	適用範囲 [8. 1. 1]	工事内容 ・現場打ち鉄骨コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨ブレースの設置工事 ・柱補強工事(溶接金網巻き工又は溶接閉鎖フープ巻き工) ・柱補強工事(鋼板巻き工又は帯板巻き付け工) ・連続繊維補強工事 ・耐震スリット新設工事 ・免震改修工事 ・制振改修工事	7	耐火被覆 [8. 18. 2~8]	種類等	・耐火材吹き付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール
		施工箇所		壁紙の種類					防火種別	備考																									
紙	繊維		7.5以下	無縫質	その他																														
						※不燃・準不燃・難燃																													
2	既存部分の増大 [8. 2. 1. 2]	既存仕上げ及び構造体の撤去範囲 ※図示 はつりだし鉄筋及び鉄骨の処理 ※図示	7	耐火被覆 [8. 18. 2~8]	種類等	・耐火材吹き付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール																													
9	軽量鉄骨壁下地 [6. 7. 3]	スタッド、ランナーの種類 ※改修標準仕様書表6. 7. 1による スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・ピロティ床シート	17	モルタル塗り [6. 15. 3]	吸水調整材及び防水材の品質・性能等 追補による 既成目地材 ・適用する ・適用しない 床目地 ・設ける(工法 ※併し目地) ・設けない	8-2	耐震改修工事(鉄筋)	1	鉄筋 [8. 2. 1]	鉄筋の種類 種類 呼び名(mm) ※SD295 ※SD345	8-6	耐震改修工事(グラウト)	1	モルタル及びグラウト材 [8. 2. 6] [8. 2. 12]	構造体モルタル ※改修標準仕様書[8. 2. 6]及び[8. 2. 12]による 柱底均しモルタル ※無収縮モルタル(製造所 評価名簿による) グラウト材 ※無収縮グラウト材(セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる) (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)																				
		3		既存部分の処理 [8. 2. 1. 3]	目荒らしの程度 ※平均深さ2~5mm、最大深さ7mm程度の凹面を全面にわたってつける 目荒らしの範囲 ※柱及び梁 打継ぎ面の15%~30%程度 ※壁面 打継ぎ面の10%~15%程度			1	モルタル及びグラウト材 [8. 2. 6] [8. 2. 12]	構造体モルタル ※改修標準仕様書[8. 2. 6]及び[8. 2. 12]による 柱底均しモルタル ※無収縮モルタル(製造所 評価名簿による) グラウト材 ※無収縮グラウト材(セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる) (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)																									
10	ピロティ床シート ピロティ床シート ピロティ床シート [6. 8. 2~3]	種類 記号 色柄 厚さ(mm) 工法 ※複層ピロティ床シート ※FS ※無地 ※2.0 ※熱溶接 ・突付け	18	タイル張り [6. 16. 2~4]	タイルの形状、寸法、きしの質等 施工箇所 形状 寸法 再生材 吸水率による うわぐすり 役物 色 耐凍害性 耐滑 (mm) の適用 区分 施す 無粉う 有 無 標準 特注 有 無 り性 ・1種・2種・3種 ・1種・2種・3種 ・1種・2種・3種	8-7	耐震改修工事(柱補強)	1	溶接鉄筋 [8. 2. 2]	種類 ※溶接金網・鉄骨格子 形状等 網目の形状、寸法、鉄筋の形(mm) 使用部位	8-7	耐震改修工事(柱補強)	1	溶接金網巻き工法及び 溶接閉鎖フープ巻き工法 [8. 2. 3. 5]	柱頭及び柱脚の間隔 ※図示 溶接金網の継手 ※重ね継手 打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ ※図示 コンクリート及び構造用モルタルの打込み ・流込み工法 ・圧入工法 柱頭及び柱脚の間隔 ※図示																				
		2		溶接鉄筋 [8. 2. 2]	種類 ※溶接金網・鉄骨格子 形状等 網目の形状、寸法、鉄筋の形(mm) 使用部位			2	鋼板巻き工法及び 帯板巻き付け工法 [8. 2. 3. 6]	柱頭及び柱脚の間隔 ※図示																									
11	カーペット敷き [6. 9. 2~3]	・帯電防止 帯電防止性能評価値(JIS A 1455) 1. 2以上~3. 2未満、又は体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10 ¹⁰ ~1×10 ¹⁰ Ω未満 ・耐動荷重 JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、層間剥離強度試験(発泡 層のあるピロティ床シートのみ)及びキャスター性能試験後、異常がないこと ・視覚障害者用床タイル(塩ビ製) ※黄色 ※2.0 ※300×300 形状 JIS T 9251	7	塗装改修工事	建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系 防火材料 ※壁内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の場所を除き防火材料とする(箇所) 既存塗膜の除去範囲(塗替えでR種の場合) ※劣化部分は除去、活膜部分は残す ・図示 下地調整及び素地ごしらえの種別 表7. 2. 1~7. 7. 3. 1~7	8-3	耐震改修工事(コンクリート)	1	鉄筋の継手 [8. 3. 4] [8. 4. 2~3]	継手方法等 部位 継手方法 呼び名(mm) ・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手 ・重ね継手	8-8	耐震改修工事(耐震スリット新設)	1	耐震スリットの施工 [8. 2. 5. 2]	既存撤去部の配管等の調査 ※鉄筋探査機(金属探知機)により調査し、鉄筋及び配管の位置に墨出しを行う。																				
		2		下地調整及び素地ごしらえ [7. 2. 1~7] [7. 3. 1~7]	下地調整の種類 素地ごしらえ ひび割れ部の補修 木部 ※R種・A種・B種 鉄鋼面 ※R種・A種・B種 ※C種 垂れめっき鋼面(鋼製建具等) ※R種・A種 ※B種 垂れめっき鋼面(その他) ※R種・A種・B種 モルタル面、せつこうフラスター面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板面 ※R種・A種・B種 せつこうボード面、その他ボード面 ※R種・A種・B種			2	鋼板巻き工法及び 帯板巻き付け工法 [8. 2. 3. 6]	連続繊維補強工事 [8. 2. 1. 3] [8. 2. 4. 5~6]			連続繊維の材料 ・炭素繊維 ・アラミド繊維 ・ガラス繊維 連続繊維の材質 引張強度(含浸硬化後) ・() N/mm ² ヤング係数(含浸硬化後) ・() N/mm ² 繊維径 ・() g/mm ² シート厚さ ・() mm シート貼り方向 ※図示 定着方法 ※図示 含浸接着樹脂 ・低臭型 プライマー ・低臭型 下地処理 仕上げモルタルの除去 ※行う ・行わない 下地処理の範囲 ※図示 下地処理の程度 ※図示 柱の隅部の面取り 箇所 ※図示 大きさ ※図示 下地調整 ※行う ・行わない ひび割れ部修復 ・行う ・行わない 種類及び部位 ※図示 引張強度試験 ・行う ・行わない 補強工事後の仕上げ ※図示																						
12	合成樹脂塗床 [6. 10. 2~3]	・帯電防止 帯電防止性能評価値(JIS A 1455) 1. 2以上~3. 2未満、又は体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10 ¹⁰ ~1×10 ¹⁰ Ω未満 ・耐動荷重 JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、層間剥離強度試験(発泡 層のあるピロティ床シートのみ)及びキャスター性能試験後、異常がないこと ・視覚障害者用床タイル(塩ビ製) ※黄色 ※2.0 ※300×300 形状 JIS T 9251	7	塗装改修工事	建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系 防火材料 ※壁内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の場所を除き防火材料とする(箇所) 既存塗膜の除去範囲(塗替えでR種の場合) ※劣化部分は除去、活膜部分は残す ・図示 下地調整及び素地ごしらえの種別 表7. 2. 1~7. 7. 3. 1~7	8-3	耐震改修工事(コンクリート)	1	コンクリートの種類と強度 [8. 1. 3]	※普通コンクリート(適合管理強度: Fc+S(構造体強度補正値)) 設計基準強度(Fc) 適用箇所 (N/mm ²) ※21	8-8	耐震改修工事(耐震スリット新設)	2	耐震スリットの種類 [8. 2. 5. 2]	※完全スリット ・部分スリット スリットの幅及び深さ ※図示 製造所()																				
		2		下地調整及び素地ごしらえ [7. 2. 1~7] [7. 3. 1~7]	下地調整の種類 素地ごしらえ ひび割れ部の補修 木部 ※R種・A種・B種 鉄鋼面 ※R種・A種・B種 ※C種 垂れめっき鋼面(鋼製建具等) ※R種・A種 ※B種 垂れめっき鋼面(その他) ※R種・A種・B種 モルタル面、せつこうフラスター面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板面 ※R種・A種・B種 せつこうボード面、その他ボード面 ※R種・A種・B種			3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																									
13	フローリング張り [6. 11. 2~6]	種類 記号 色柄 厚さ(mm) 寸法(mm) ※複層フローリング ※FS ※無地 ※2.0 ※熱溶接 ・突付け	18	塗装改修工事	建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系 防火材料 ※壁内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の場所を除き防火材料とする(箇所) 既存塗膜の除去範囲(塗替えでR種の場合) ※劣化部分は除去、活膜部分は残す ・図示 下地調整及び素地ごしらえの種別 表7. 2. 1~7. 7. 3. 1~7	8-3	耐震改修工事(コンクリート)	1	コンクリートの種類と強度 [8. 1. 3]	※普通コンクリート(適合管理強度: Fc+S(構造体強度補正値)) 設計基準強度(Fc) 適用箇所 (N/mm ²) ※21	8-8	耐震改修工事(耐震スリット新設)	3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																				
		2		下地調整及び素地ごしらえ [7. 2. 1~7] [7. 3. 1~7]	下地調整の種類 素地ごしらえ ひび割れ部の補修 木部 ※R種・A種・B種 鉄鋼面 ※R種・A種・B種 ※C種 垂れめっき鋼面(鋼製建具等) ※R種・A種 ※B種 垂れめっき鋼面(その他) ※R種・A種・B種 モルタル面、せつこうフラスター面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板面 ※R種・A種・B種 せつこうボード面、その他ボード面 ※R種・A種・B種			3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																									
14	畳敷き [6. 12. 2]	種類 記号 色柄 厚さ(mm) 寸法(mm) ※複層フローリング ※FS ※無地 ※2.0 ※熱溶接 ・突付け	18	塗装改修工事	建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系 防火材料 ※壁内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の場所を除き防火材料とする(箇所) 既存塗膜の除去範囲(塗替えでR種の場合) ※劣化部分は除去、活膜部分は残す ・図示 下地調整及び素地ごしらえの種別 表7. 2. 1~7. 7. 3. 1~7	8-3	耐震改修工事(コンクリート)	1	コンクリートの種類と強度 [8. 1. 3]	※普通コンクリート(適合管理強度: Fc+S(構造体強度補正値)) 設計基準強度(Fc) 適用箇所 (N/mm ²) ※21	8-8	耐震改修工事(耐震スリット新設)	3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																				
		2		下地調整及び素地ごしらえ [7. 2. 1~7] [7. 3. 1~7]	下地調整の種類 素地ごしらえ ひび割れ部の補修 木部 ※R種・A種・B種 鉄鋼面 ※R種・A種・B種 ※C種 垂れめっき鋼面(鋼製建具等) ※R種・A種 ※B種 垂れめっき鋼面(その他) ※R種・A種・B種 モルタル面、せつこうフラスター面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板面 ※R種・A種・B種 せつこうボード面、その他ボード面 ※R種・A種・B種			3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																									
15	せつこうボード、 その他ボード及び合板張り [6. 13. 3]	種類 記号 色柄 厚さ(mm) 寸法(mm) ※複層フローリング ※FS ※無地 ※2.0 ※熱溶接 ・突付け	18	塗装改修工事	建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系 防火材料 ※壁内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・次の場所を除き防火材料とする(箇所) 既存塗膜の除去範囲(塗替えでR種の場合) ※劣化部分は除去、活膜部分は残す ・図示 下地調整及び素地ごしらえの種別 表7. 2. 1~7. 7. 3. 1~7	8-3	耐震改修工事(コンクリート)	1	コンクリートの種類と強度 [8. 1. 3]	※普通コンクリート(適合管理強度: Fc+S(構造体強度補正値)) 設計基準強度(Fc) 適用箇所 (N/mm ²) ※21	8-8	耐震改修工事(耐震スリット新設)	3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																				
		2		下地調整及び素地ごしらえ [7. 2. 1~7] [7. 3. 1~7]	下地調整の種類 素地ごしらえ ひび割れ部の補修 木部 ※R種・A種・B種 鉄鋼面 ※R種・A種・B種 ※C種 垂れめっき鋼面(鋼製建具等) ※R種・A種 ※B種 垂れめっき鋼面(その他) ※R種・A種・B種 モルタル面、せつこうフラスター面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ※R種・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板面 ※R種・A種・B種 せつこうボード面、その他ボード面 ※R種・A種・B種			3	耐震スリットへの充填材 [8. 2. 5. 2]	シーリング材 ※図示 施工箇所 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない																									

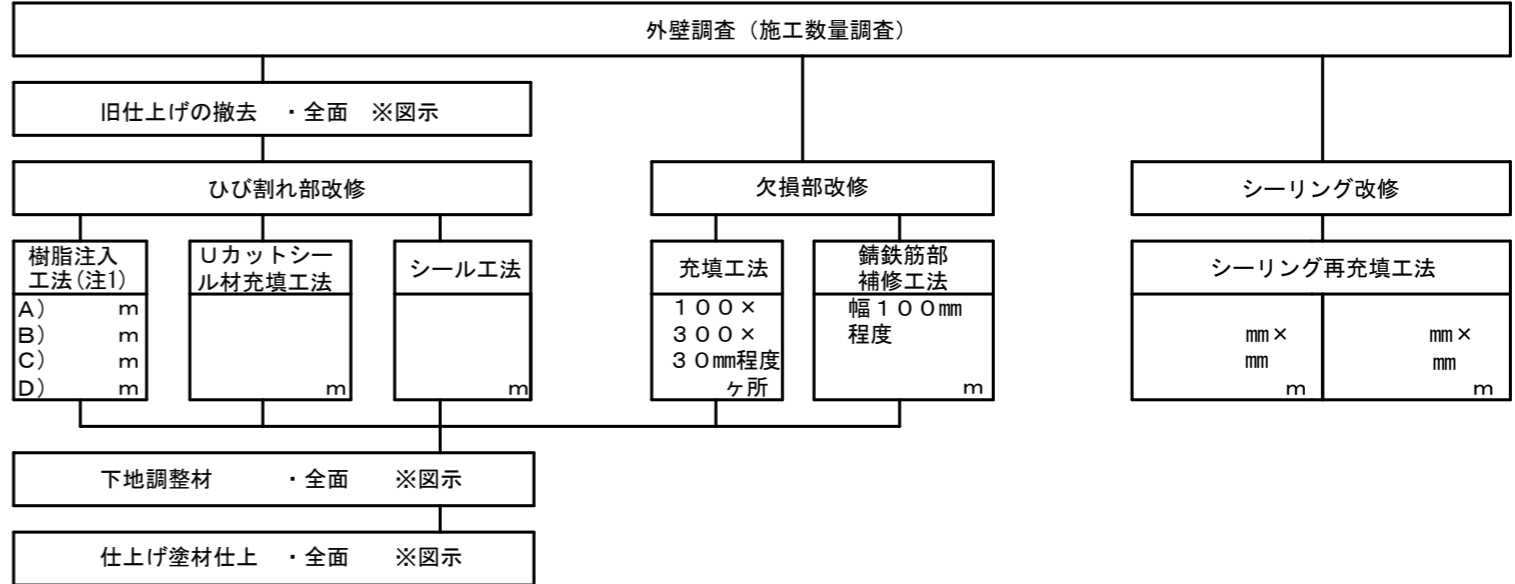
9 環境 配慮 改修 工事	1	石綿含有建材の除去工事 [9. 1. 1~6]	<p>施工業者 本工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。</p> <p>石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> </tr> <tr> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>処理作業中</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> <tr> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>負圧・除じん装置の 排気口</td> <td>出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室外(敷地境界)</td> <td>・計1点 ・4方向各1点</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業後シート 除去後1週間以降</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径 (mm)</td> <td>2.5</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (l/min)</td> <td>・1</td> <td>・10</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>・5</td> <td>・240</td> </tr> </table> <p>石綿含有建材の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ※改修標準仕様書 9. 1. 3 (2) (ア) による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・セメント固形化 石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ・切断又は破砕 ・手ばらし 石綿含有成形板等の除去 除去対象範囲 ※図示 作業場の隔離 ・行う ・行わない 石綿含有仕上げ材の除去 除去対象範囲 ※図示 汚泥としての処理 ・行う ※行わない <p>石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を順守するとともに、解体撤去にあたっては、改修工事標準仕様書によること。</p> <p>・断熱材の打ち込み及び張付け</p> <table border="1"> <tr> <th>発泡剤の種類</th> <th>種類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・発泡プラスチック断熱材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・断熱材現場発泡工法</p> <p>断熱材の種類 ・A種1 ・A種1H (製造所 評価名簿による)</p> <p>厚さ (mm) ・2.5 ・3.0</p> <p>施工箇所 ※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリパの床下等、部分的に後張りとしなければならぬ箇所 ・図示</p>	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定2	処理作業中	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の 排気口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点	測定5	処理作業後	処理作業室外(敷地境界)	・計1点 ・4方向各1点	測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点	測定7	処理作業後シート 除去後1週間以降	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	メンブレンフィルタ直径 (mm)	2.5	4.7	試料の吸引流量 (l/min)	・1	・10	試料の吸引時間 (min)	・5	・240	発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所	・発泡プラスチック断熱材				10 ユニ ット 及び その 他 工 事
	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)																																																								
	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																								
	測定2	処理作業中	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点																																																								
測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																									
測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の 排気口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点																																																									
測定5	処理作業後	処理作業室外(敷地境界)	・計1点 ・4方向各1点																																																									
測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点																																																									
測定7	処理作業後シート 除去後1週間以降	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																									
測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点																																																									
測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																																										
メンブレンフィルタ直径 (mm)	2.5	4.7																																																										
試料の吸引流量 (l/min)	・1	・10																																																										
試料の吸引時間 (min)	・5	・240																																																										
発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所																																																									
・発泡プラスチック断熱材																																																												
2	断熱材 [9. 3. 2~3]	<p>植栽基盤及び材料 (品質・性能等 適補による)</p> <p>・屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示</p> <p>見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示</p> <p>工法</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分等は、1改修一般共通事項 2 2 耐荷重及び耐外力による。</p> <p>支柱 ・設置する (種類 ・図示)</p> <p>かん水装置 ・設置する (工事区分は図示による)</p> <p>既存保護層の撤去 ・行う ・行わない</p> <p>新植した芝及び地被類の枯損償の期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p>	2 表示 (20. 2. 11)																																																									
3	屋上緑化改修工事 [9. 4. 2~4] [2.3. 5. 4]	<p>透水性アスファルト舗装</p> <p>[9. 5. 3~6] [9. 5. 9]</p> <p>路床の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>・遮断層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>車道部 ※150 歩道部 ※50</td> </tr> </table> <p>路床安定処理 ・行う</p> <p>※添加材料 () ・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m²以上 厚さ (mm) 0.5~1.0 引張強さ 9.8N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10⁻³cm/sec以上</p> <p>盛土の種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土</p> <p>路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・行う ・行わない</p> <p>路床の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>養生土の処理 ※別添追加による</p> <p>路盤材料 ・クラッシュラン ・クラッシュラン鉄鋼スラグ</p> <p>路盤厚さ (mm) 車道部 ※150 歩道部 ※100</p> <p>路盤の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装材料及び厚さ 車道部 ※ポリマー改質アスファルトⅠ型 厚さ ※50 歩道部 ※ストレートアスファルト 厚さ ※30</p> <p>透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p>	・遮断層	厚さ (mm)	※150	・凍上抑制層	厚さ (mm)	※150	・フィルター層	厚さ (mm)	車道部 ※150 歩道部 ※50	3 ブライ ンド (20. 2. 14)																																																
・遮断層	厚さ (mm)	※150																																																										
・凍上抑制層	厚さ (mm)	※150																																																										
・フィルター層	厚さ (mm)	車道部 ※150 歩道部 ※50																																																										
4	透水性アスファルト舗装 [9. 5. 3~6] [9. 5. 9]	<p>階段手すり笠木</p> <p>天井見切り縁</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>屋根改修工事</p>	4 ロールスク リーン (20. 2. 15)																																																									

1	フリーアクセスフロア (20. 2. 2)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>構法</th> <th>仕上り高 (mm)</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>表面仕上げ材</th> <th>寸法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・パネル構法</td> <td></td> <td>・1.06</td> <td>・3.000N</td> <td>・帯重防止床タイル</td> <td>・500×500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・溝構法</td> <td></td> <td>・0.66</td> <td>・5.000N</td> <td>・タイルカーペット</td> <td></td> </tr> </table> <p>構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 帯重防止性能 漏れい抵抗 スロープ及びボーダー ※製造所の仕様による ・図示 耐荷重性能 (5000N) の性能 平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの、又は同等のものとする。 ローリングロード性能 ※適用する ・適用しない ローリングロード試験 耐荷重性能 (3000N) : 積載荷重1,000Nの際、最大変形量1.5mm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと) 耐荷重性能 (5000N) : 積載荷重1,000N以上の際、最大変形量1.0mm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>材質</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>書体</th> </tr> <tr> <td>・衝突防止表示 (・片面 ・片面)</td> <td>・ステンレス製</td> <td>・30</td> <td>・市販品</td> <td>※図示</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td>・壁名札</td> <td>・アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5</td> <td>※図示</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td>・ピクトグラフ</td> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・庁舎案内板</td> <td>・アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5</td> <td>※図示</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td>・各階案内板</td> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>案内用図記号は、JIS Z 8210 による。 誘導標識及び非常用出入口表示等は、消防法に適合する市販品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>種類</th> <th>ガラスの材質</th> <th>ガラス幅 (mm)</th> <th>ガラスの材質</th> <th>取付箇所</th> </tr> <tr> <td>※構形</td> <td></td> <td>※ガラス式 ・ノド式 ・操作棒式</td> <td>※7mm以上合金製</td> <td>※25</td> <td>※鋼製</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・縦型</td> <td></td> <td>※1本操作棒式 ※2本操作棒式</td> <td>・7mm以上 ・加圧ガラス</td> <td>・80 ・100</td> <td>※7mm以上合金製</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>操作方式</th> <th>遮光性能</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※ポリエステル ・綿</td> <td>・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式</td> <td>・1級 ・2級 ・3級</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>ひだの種類</th> <th>形式</th> <th>開閉操作</th> <th>施工取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・つまみひだ</td> <td>・シングル</td> <td>・電動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・箱ひだ</td> <td>・ダブル</td> <td>・ひも引き</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・片ひだ</td> <td></td> <td>・手引き</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・プレーンひだ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(暗幕)</td> </tr> </table> <p>カーテンレール</p> <p>材質 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 形式 ・片引き ・引分け (暗幕用は300mm以上の引合せの重掛けとする。) 形状 ・C型 ・D型 ※角形 仕上げ ・アルマイト ・天井吊り</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> <th>枠の許容差</th> <th>外枠と内枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>±0.5mm 以内</td> <td>片側2.0mm 以内</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>枠の許容差</th> <th>受枠と蓋枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製 ・ステンレス製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形 ・結露防止形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内</td> </tr> </table> <p>一般形：パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したもの 密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの (品質・性能等 適補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>材質 ビニル製 (形状は図示)</p>	施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	寸法		・パネル構法		・1.06	・3.000N	・帯重防止床タイル	・500×500		・溝構法		・0.66	・5.000N	・タイルカーペット		区分	材質	寸法 (mm)	厚さ (mm)	取付高さ (mm)	書体	・衝突防止表示 (・片面 ・片面)	・ステンレス製	・30	・市販品	※図示	※図示	・壁名札	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示	・ピクトグラフ	・図示					・庁舎案内板	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示	・各階案内板	・図示					形式	寸法 (mm)	種類	ガラスの材質	ガラス幅 (mm)	ガラスの材質	取付箇所	※構形		※ガラス式 ・ノド式 ・操作棒式	※7mm以上合金製	※25	※鋼製	・図示	・縦型		※1本操作棒式 ※2本操作棒式	・7mm以上 ・加圧ガラス	・80 ・100	※7mm以上合金製	・図示	材質	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	備考	※ポリエステル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示		ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考	・つまみひだ	・シングル	・電動			・箱ひだ	・ダブル	・ひも引き			・片ひだ		・手引き			・プレーンひだ				(暗幕)	材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス	※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・目地タイプ	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内	材質	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス	※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内	2 表示 (20. 2. 11)
施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	寸法																																																																																																																																						
	・パネル構法		・1.06	・3.000N	・帯重防止床タイル	・500×500																																																																																																																																						
	・溝構法		・0.66	・5.000N	・タイルカーペット																																																																																																																																							
区分	材質	寸法 (mm)	厚さ (mm)	取付高さ (mm)	書体																																																																																																																																							
・衝突防止表示 (・片面 ・片面)	・ステンレス製	・30	・市販品	※図示	※図示																																																																																																																																							
・壁名札	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示																																																																																																																																							
・ピクトグラフ	・図示																																																																																																																																											
・庁舎案内板	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示																																																																																																																																							
・各階案内板	・図示																																																																																																																																											
形式	寸法 (mm)	種類	ガラスの材質	ガラス幅 (mm)	ガラスの材質	取付箇所																																																																																																																																						
※構形		※ガラス式 ・ノド式 ・操作棒式	※7mm以上合金製	※25	※鋼製	・図示																																																																																																																																						
・縦型		※1本操作棒式 ※2本操作棒式	・7mm以上 ・加圧ガラス	・80 ・100	※7mm以上合金製	・図示																																																																																																																																						
材質	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	備考																																																																																																																																								
※ポリエステル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示																																																																																																																																									
ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考																																																																																																																																								
・つまみひだ	・シングル	・電動																																																																																																																																										
・箱ひだ	・ダブル	・ひも引き																																																																																																																																										
・片ひだ		・手引き																																																																																																																																										
・プレーンひだ				(暗幕)																																																																																																																																								
材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス																																																																																																																																						
※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・目地タイプ	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内																																																																																																																																						
材質	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス																																																																																																																																								
※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内																																																																																																																																								
5	カーテン及びカーテンレール (20. 2. 16)	<p>カーテンレール</p> <p>材質 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 形式 ・片引き ・引分け (暗幕用は300mm以上の引合せの重掛けとする。) 形状 ・C型 ・D型 ※角形 仕上げ ・アルマイト ・天井吊り</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> <th>枠の許容差</th> <th>外枠と内枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>±0.5mm 以内</td> <td>片側2.0mm 以内</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>枠の許容差</th> <th>受枠と蓋枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製 ・ステンレス製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形 ・結露防止形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内</td> </tr> </table> <p>一般形：パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したもの 密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの (品質・性能等 適補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>材質 ビニル製 (形状は図示)</p>	材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス	※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・目地タイプ	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内	材質	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス	※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内	3 ブライ ンド (20. 2. 14)																																																																																																																	
材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス																																																																																																																																						
※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・目地タイプ	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内																																																																																																																																						
材質	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス																																																																																																																																								
※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内																																																																																																																																								
6	点検口	<p>階段手すり笠木</p> <p>天井見切り縁</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>屋根改修工事</p>	4 ロールスク リーン (20. 2. 15)																																																																																																																																									
7	階段手すり笠木	<p>天井見切り縁</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>屋根改修工事</p>	5 カーテン及びカー テンレール (20. 2. 16)																																																																																																																																									
8	天井見切り縁	<p>視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>屋根改修工事</p>	6 点検口																																																																																																																																									
9	ビクチャーレール	<p>屋根改修工事</p>	7 階段手すり笠木																																																																																																																																									
10	視覚障害者誘導用ブロック	<p>屋根改修工事</p>	8 天井見切り縁																																																																																																																																									
11	屋根改修工事	<p>屋根改修工事</p> <p>施工業者 施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部会の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	9 ビクチャーレール																																																																																																																																									

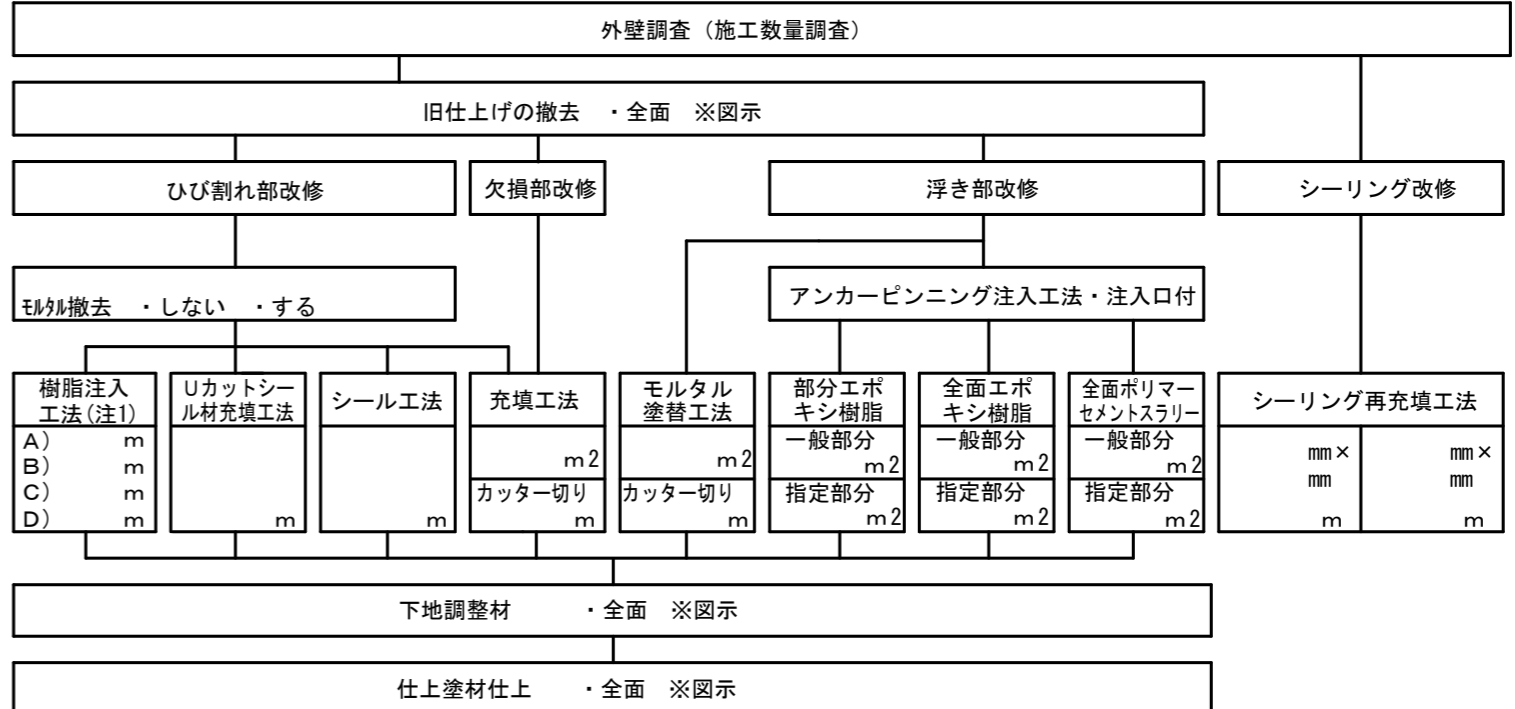
名称	改修工事仕様書(4)	—	A - 05
----	------------	---	--------

外壁改修フロー及び数量

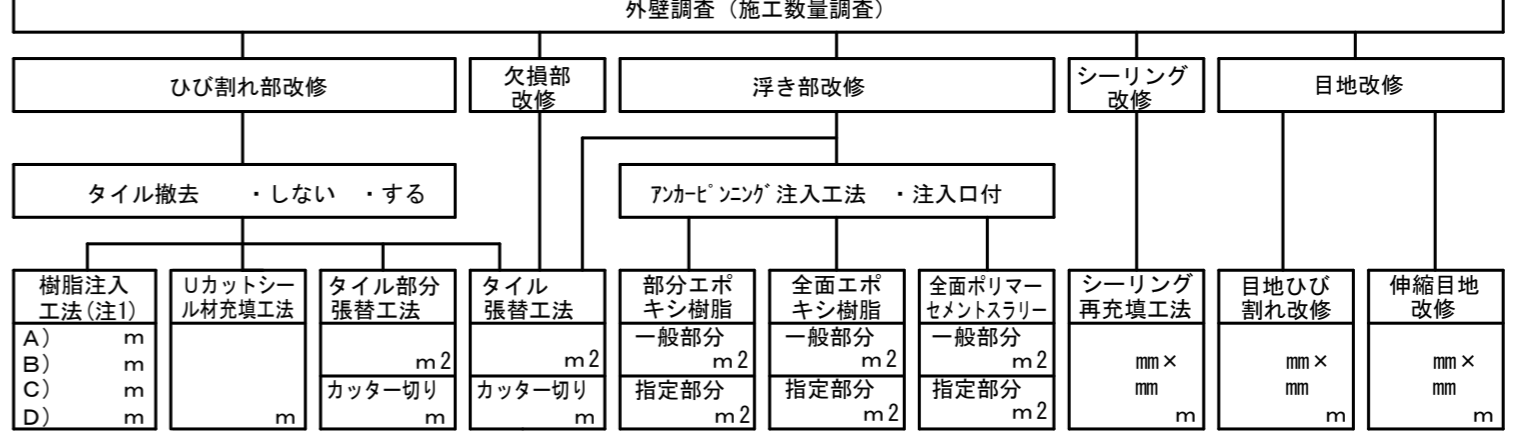
・コンクリート打ち上げ外壁の場合



・モルタル塗り仕上げ外壁の場合



・タイル張り仕上げ外壁の場合



(注1) ひび割れ幅 (mm) が、A) 0.2以上1.0未満、B) 0.2以上0.3未満、C) 0.3以上0.5未満、D) 0.5以上1.0未満を示す

建築工事特記仕様書 追補

発生材の処理等	<p>1 (建設副産物の適正処理)</p> <p>建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。</p> <p>2 (建設副産物の利用)</p> <p>建設副産物の再利用については、適正に実施すること。 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3 (建設副産物の搬出)</p> <p>建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①、②、③によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。</p>																																					
	<p>別表-1</p> <table border="1"> <tr> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。</td> </tr> <tr> <td>1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。</td> </tr> <tr> <td>(1) 土砂(流用)</td> </tr> <tr> <td>場 所:</td> </tr> <tr> <td>工 事 名:</td> </tr> <tr> <td>受入時間: AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 土砂(処分)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)</td> </tr> <tr> <td>【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html</td> </tr> <tr> <td>管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html</td> </tr> <tr> <td>(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)</td> </tr> <tr> <td>事業所名:</td> </tr> <tr> <td>受入時間: AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(1)コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(2)アスファルトコンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(3)建設発生木材・伐採樹木</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(4)建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(5)その他 (廃プラスチック がれき類 硝子・陶磁器類 ・7バスト含有建材・水銀灯)</td> </tr> <tr> <td>事業所名 株式会社 愛媛県環境開発センター</td> </tr> <tr> <td>営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 8.6km 60.0km</td> </tr> <tr> <td>を見込んでいる。</td> </tr> </table> <p>※ 上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。	1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。	(1) 土砂(流用)	場 所:	工 事 名:	受入時間: AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(2) 土砂(処分)	愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)	【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html	管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html	(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)	事業所名:	受入時間: AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。	(1)コンクリート塊	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(2)アスファルトコンクリート塊	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(3)建設発生木材・伐採樹木	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(4)建設汚泥	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(5)その他 (廃プラスチック がれき類 硝子・陶磁器類 ・7バスト含有建材・水銀灯)	事業所名 株式会社 愛媛県環境開発センター	営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00	また、運搬距離は、 8.6km 60.0km	を見込んでいる。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。																																						
1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。																																						
(1) 土砂(流用)																																						
場 所:																																						
工 事 名:																																						
受入時間: AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(2) 土砂(処分)																																						
愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)																																						
【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html																																						
管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html																																						
(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)																																						
事業所名:																																						
受入時間: AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。																																						
(1)コンクリート塊																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(2)アスファルトコンクリート塊																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(3)建設発生木材・伐採樹木																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(4)建設汚泥																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(5)その他 (廃プラスチック がれき類 硝子・陶磁器類 ・7バスト含有建材・水銀灯)																																						
事業所名 株式会社 愛媛県環境開発センター																																						
営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00																																						
また、運搬距離は、 8.6km 60.0km																																						
を見込んでいる。																																						
① 処理計画書	<p>受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。</p> <p>② 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理委託契約書(写)</p> <p>(2) 処理業者の許可証(写)</p> <p>(3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真</p> <p>③ (1) 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車輛の車輛番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、1週間毎に監督員に提示しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工後、③(1)の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</p> <p>④ (1) 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工中においては、③(1)の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。</p> <p>⑤ 資源環境促進税について 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処理施設を経由する場合を含む。)は、資源環境促進税が課税されるので適切に処理すること。</p>																																					

4 (再生資材の利用、建設発生土の利用)	<p>1 受注者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあつては、別表-3によること。</p> <p>2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。 なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>別表-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>規 模</th> <th>使用場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再生資材</td> <td>再生粒調碎石 (RM-25)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生碎石 (RC-40)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>管路の埋め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3</p> <p>再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。</p> <p>(1) 再生骨材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整碎石(RC-40) <p>事業所名:</p> <p>営業時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(2) 土砂</p> <p>場 所:</p> <p>工 事 名:</p> <p>搬出時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) その他 ()</p> <p>場 所:</p> <p>工 事 名:</p> <p>搬出時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>5 (特定建設資材の分別解体及び再資源化)</p> <p>受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づく対象工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。</p> <p>6 (再生資源(促進)計画書及び実施書)</p> <p>1 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。</p> <p>4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>5 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第6項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>7 (再資源化等報告書)</p> <p>受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>8 (建設副産物の利用)</p> <p>1 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。</p> <p>2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に基づく下記(1)~(3)の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>(1) 解体工事 (2) 新築工事 (3) 建設以外のものに係る解体工事又は新築工事</p>		規 模	使用場所	再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生資材	再生粒調碎石 (RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生碎石 (RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。
	規 模	使用場所																
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。																
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)																
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																
再生資材	再生粒調碎石 (RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																
	再生碎石 (RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。																
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。																

その他	<p>(建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い)</p> <p>下記資材の再資源化を積極的に図ること。</p> <p>1) 施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。</p> <p>2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。</p> <p>3) 産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。</p> <p>4) 新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。</p> <p>5) 解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。</p> <p>6) 特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。</p>																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>資材名</th> <th>再生方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工事</td> <td>発生土</td> <td>自・他工事で再利用</td> <td>土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)</td> </tr> <tr> <td>地業工事</td> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鉄骨</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ALCパネル 押出成形セメント 板工事</td> <td>ALCパネル</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装工事</td> <td>ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属・建具工事</td> <td>アルミ材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電気設備工事</td> <td>電線類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管材料</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・盤類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型二次電池</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機械設備工事</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩ビライニング管</td> <td>塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管など金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクトなど金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管・ダクトなどの吊材等</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>グラスウール・ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	資材名	再生方法	備考	土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)	地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上	鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等		鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等		ALCパネル 押出成形セメント 板工事	ALCパネル	広域認定制度		押出成形セメント板	広域認定制度		屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度			塩化ビニル管 ・継ぎ手協会		内装工事	ロックウール	広域認定制度		グラスウール	広域認定制度		石膏ボード	広域認定制度		金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等		鋼材	再資源回収業者等		電気設備工事	電線類	再資源回収業者等		配管材料	再資源回収業者等		機器・盤類	再資源回収業者等		蛍光管	再資源回収業者等		小型二次電池	再資源回収業者等		機械設備工事	塩化ビニル管	広域認定制度		塩ビライニング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会		鋼管など金属類	再資源回収業者等		ダクトなど金属類	再資源回収業者等			配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等			グラスウール・ロックウール	広域認定制度	
工 種	資材名	再生方法	備考																																																																																						
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)																																																																																						
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上																																																																																						
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等																																																																																							
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等																																																																																							
ALCパネル 押出成形セメント 板工事	ALCパネル	広域認定制度																																																																																							
	押出成形セメント板	広域認定制度																																																																																							
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度																																																																																							
		塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																							
内装工事	ロックウール	広域認定制度																																																																																							
	グラスウール	広域認定制度																																																																																							
	石膏ボード	広域認定制度																																																																																							
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等																																																																																							
	鋼材	再資源回収業者等																																																																																							
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等																																																																																							
	配管材料	再資源回収業者等																																																																																							
	機器・盤類	再資源回収業者等																																																																																							
	蛍光管	再資源回収業者等																																																																																							
	小型二次電池	再資源回収業者等																																																																																							
機械設備工事	塩化ビニル管	広域認定制度																																																																																							
	塩ビライニング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																							
	鋼管など金属類	再資源回収業者等																																																																																							
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等																																																																																							
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等																																																																																							
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度																																																																																							

建築改修工事特記仕様書 追補 (その2)

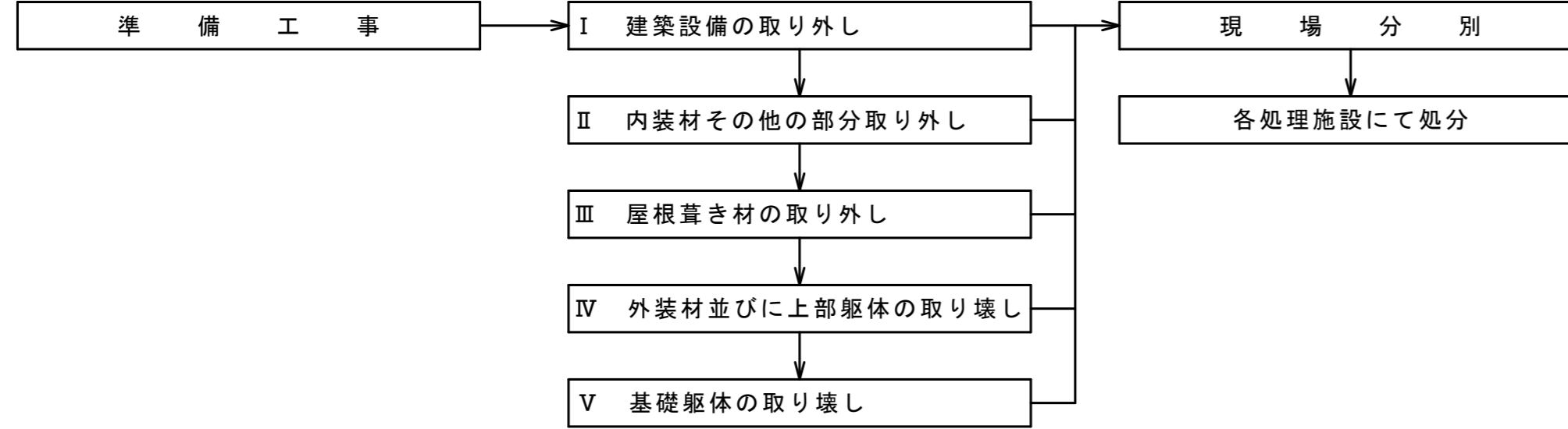
() 該当する各仕様書の章及び項目番号

Main specification table with columns for 'Building Material', 'Performance and Quality Specifications', and 'Remarks'. It details requirements for various materials like concrete, steel, and insulation, including test methods and standards.

建築改修工事特記仕様書 追補 (その3)

建築材料	性能及び品質規定	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																							
人工屋上緑化システム	<p>屋上緑化システムは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>管理方法による区分</th> <th>管理型</th> <th>省管理型</th> </tr> <tr> <td>有効土層の厚さ (cm)</td> <td>20以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用土壌</td> <td>製造所による</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化</td> <td>その週の敷値が直前の週の敷値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>透水、保水・排水層等構成材の主要材質</td> <td>合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保水・排水層</td> <td>植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m²・hr)</td> <td>240 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐荷重性能</td> <td>保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m²)</td> <td>最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。</td> </tr> <tr> <td>耐根防水層</td> <td>植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を混入したものとする。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。</td> <td>厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。</td> </tr> <tr> <td>システム総重量 (kg/m²)</td> <td>土壌を除く表示項目</td> <td>軽量土壌含む表示項目</td> </tr> <tr> <td>保水性能 (l/m²)</td> <td>保水空間体積を明示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水平方向排水性能 (l/m²)</td> <td>排水空間体積を明示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>各種の栽培が対応可能な構造とする。</td> <td>省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。</td> </tr> <tr> <td>再生材の利用</td> <td>各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>実績は施工後3年間以上及び施工面積100㎡以上の案件をそれぞれ1件以上含む販売実績5件以上とする。 当該の案件に対し、下記に関する最近の調査報告書を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 植物の生育状態 耐根層の状態 保水・排水基盤の状態 土壌の安定状態 排水路への土壌の流出状況 その他採用に当たって全般的な問題の有無 <p>試験方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 透水フィルタの透水性* 透水性 : JIS A 1218の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂(JIS A 5308付属書Aに基づく砂)及びシルト#250を容積比9:1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に均等に充填する。(試験体1体) 常温で1日置いた後、上部より給水する。給水5日間連続後取り出して自然水切り2日とした給水材料を繰り返す。選2回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、1分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお乾燥工程の試験室は室温20±3℃ 湿度60±5%とする。水切り工程は試験体が入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で試験室内に保管する。各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、6週間を過ぎるまでにその週の敷値が直前の週の敷値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。試験開始後6週間、流水時間合計が30日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。この場合は申請者と協議するものとする。 排水層の保水性能は保水空間体積の算定値または実測値による。 排水層の排水性能は排水量の算定値または実測値による。 耐根層の耐根性能は3年間の実績資料の確認(その他)による。 保水・排水基盤の耐荷重性能* 3×104N/m²の等分布荷重による加圧試験を行ない、保水・排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きない事を確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。 *印の試験は公的試験機関によるものとし、他は自社試験の成績書・資料の提出によることが出来る。 	管理方法による区分	管理型	省管理型	有効土層の厚さ (cm)	20以上	—	適用土壌	製造所による	—	透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化	その週の敷値が直前の週の敷値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	—	透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)	—	保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	—	保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m ² ・hr)	240 以上	—	耐荷重性能	保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m ²)	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を混入したものとする。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。	システム総重量 (kg/m ²)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目	保水性能 (l/m ²)	保水空間体積を明示	—	水平方向排水性能 (l/m ²)	排水空間体積を明示	—	植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。	再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	—	室内空気汚染対策	<p>1 建築材料の規制対象化学物質</p> <p>2 居室を有する建築物に用いる建築材料の仕様</p> <p>3 施工中の安全管理</p>	<p>ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジン、フェノカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質(以下「規制対象化学物質」という。)とする。</p> <p>規制対象化学物質を発生する建築材料の使用を可能な限り制限することとし、材料選択は次の1から5の規定を原則とする。</p> <p>1 ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等</td> <td>(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(3) ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(4) 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(6) 保温材 緩衝材 断熱材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(7) 塗料</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(8) 仕上塗材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料(F☆☆☆☆等)をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第3種ホルムアルデヒド発散材料(F☆☆☆等)を使用すること。 ※※天井裏、小屋裏、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し、規制対象外の建築材料(F☆☆☆☆等)又は第3種ホルムアルデヒド発散材料(F☆☆☆等)を使用すること。</p> <p>2 トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ない規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 塗料</td> <td>トルエン等の含有量が少ない規格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 クロルピリホス、ダイアジン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防蟻・防蟻剤の使用制限。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 その他 建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条によるMSDS(化学物質安全データシート)等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。</p> <p>接着剤及び塗料の塗布に当たり、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。 また、施工時、及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。</p>	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。	(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(3) ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(4) 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(6) 保温材 緩衝材 断熱材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(7) 塗料	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(8) 仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。	(2) 塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	(2) 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	室内空気汚染対策	<p>4 室内空気環境測定</p> <p>1. 測定対象室等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般 箇所 住宅等 戸 戸当たり 室 図示 <p>※測定対象室について、改修工事手前後を測定する。</p> <p>2. 測定対象化学物質</p> <p>規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの5物質(以下「測定対象化学物質」という。)とする。</p> <p>3. 測定方法</p> <p>測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」という。)第3条第1項に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」という。)の第5の6-3の(3)に定める方法(アクティブ法)又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から1.2mから1.5mの高さとする。 測定対象室の全ての窓及び扉(造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 その後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 測定は(3)の状態のままで行う。 ア パッシブ採取機器では、測定時間は24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は、午後2時から午後3時までの測定時間帯の中央となるよう、午前10時30分から午後6時30分までの時間帯とする。測定回数は、1回とする。 イ 品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)に定める標準的な方法の場合、採取は30分以上継続して、同時又は継続して2回以上行うこと。また、午後2時から午後3時を測定時間帯の中央となるよう設定する。 注：(2)(3)(4)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたまとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたまとする。 分析 品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)ロー2に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。 測定後 完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものととも材料測定資料を整理し、提出すること。 <p>4 判定基準</p> <p>次表A欄の測定対象化学物質の濃度がI欄の数値(以下「基準値」という。)以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08 ppm</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07 ppm</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.08 ppm</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 基準値を超えた場合の措置</p> <p>基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。</p>	ア	イ	ホルムアルデヒド	0.08 ppm	トルエン	0.07 ppm	キシレン	0.05 ppm	エチルベンゼン	0.08 ppm	スチレン	0.05 ppm
管理方法による区分	管理型	省管理型																																																																																												
有効土層の厚さ (cm)	20以上	—																																																																																												
適用土壌	製造所による	—																																																																																												
透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化	その週の敷値が直前の週の敷値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	—																																																																																												
透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)	—																																																																																												
保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	—																																																																																												
保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m ² ・hr)	240 以上	—																																																																																												
耐荷重性能	保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m ²)	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。																																																																																												
耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を混入したものとする。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5件以上の実績資料を提出する。																																																																																												
システム総重量 (kg/m ²)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目																																																																																												
保水性能 (l/m ²)	保水空間体積を明示	—																																																																																												
水平方向排水性能 (l/m ²)	排水空間体積を明示	—																																																																																												
植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。																																																																																												
再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	—																																																																																												
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																													
(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。																																																																																													
(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(3) ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(4) 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(6) 保温材 緩衝材 断熱材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(7) 塗料	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
(8) 仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																													
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																													
(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。																																																																																													
(2) 塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。																																																																																													
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																													
木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																																																													
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																													
(1) 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																																																													
(2) 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																																																													
ア	イ																																																																																													
ホルムアルデヒド	0.08 ppm																																																																																													
トルエン	0.07 ppm																																																																																													
キシレン	0.05 ppm																																																																																													
エチルベンゼン	0.08 ppm																																																																																													
スチレン	0.05 ppm																																																																																													
令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名称	建築工事特記仕様書 追補その3	—	A - 08	愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計 二級建築士 媛第7728号 若松一心																																																																																							

本体建物の解体手順



I 建築設備の取り外し

※ 蛍光灯内にPCBが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法				
		露出	埋込	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別品目	再資源化 (コンクリート)	再資源化 (アスファルト)	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
電気設備関係														
機械設備関係														

II 内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法				
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別品目	再資源化 (コンクリート)	再資源化 (アスファルト)	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
床														
巾木														
壁														
天井														
その他の部分														

※1 モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。
ただし、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
※2 プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。
※3 本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」による。

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 嬢第7728号
若松一心

Ⅲ 屋根葺き材の取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
	屋上シート防水				○		○							○
	防水押え金物				○		○							○

Ⅳ 外装材並びに上部躯体の取り壊し

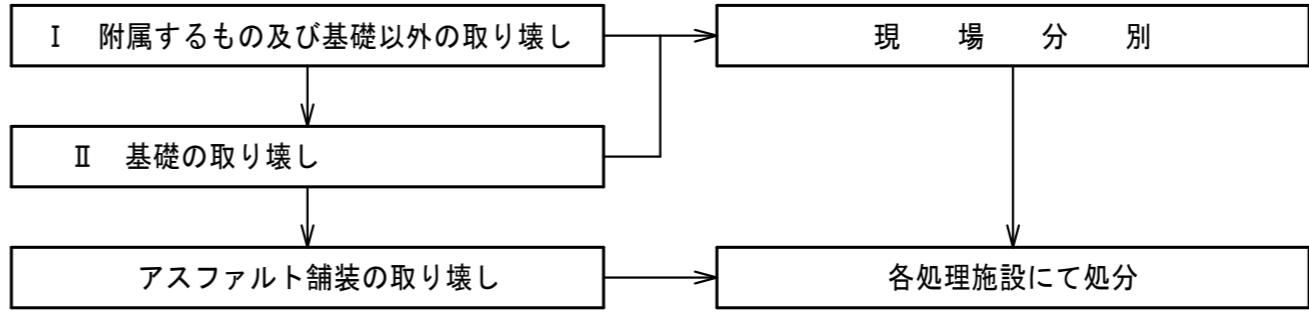
適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 (木材)	産業廃棄物	

※ 躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて解体、処分方法を決定するものとする。

Ⅴ 基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 (木材)	産業廃棄物	

外構の解体手順

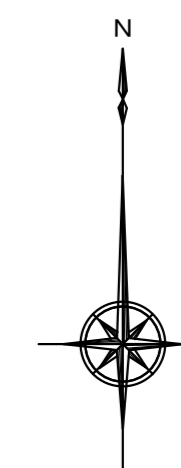
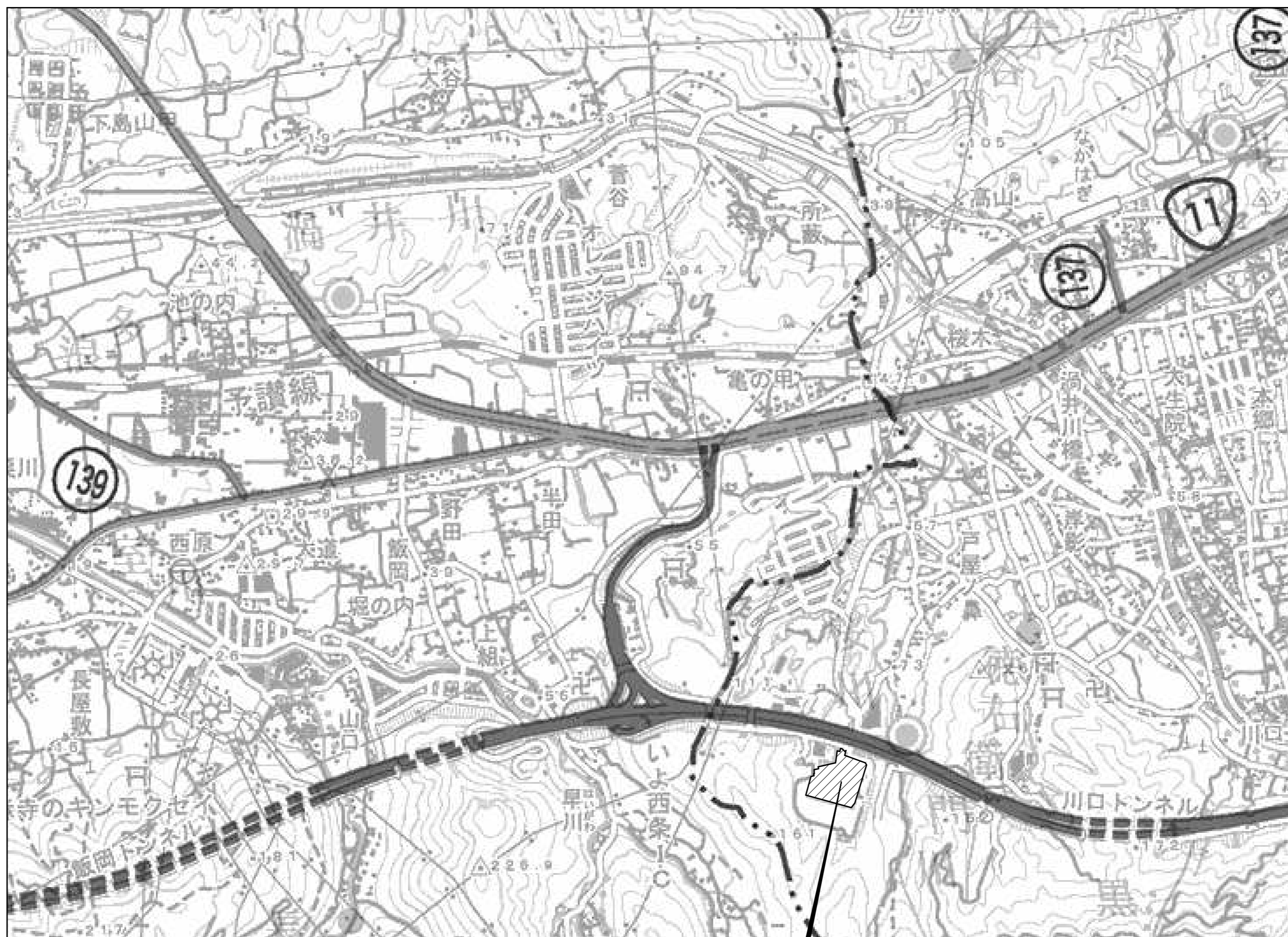


Ⅰ 附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法					
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 (木材)	産業廃棄物			

Ⅱ 基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法					
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 (木材)	産業廃棄物			

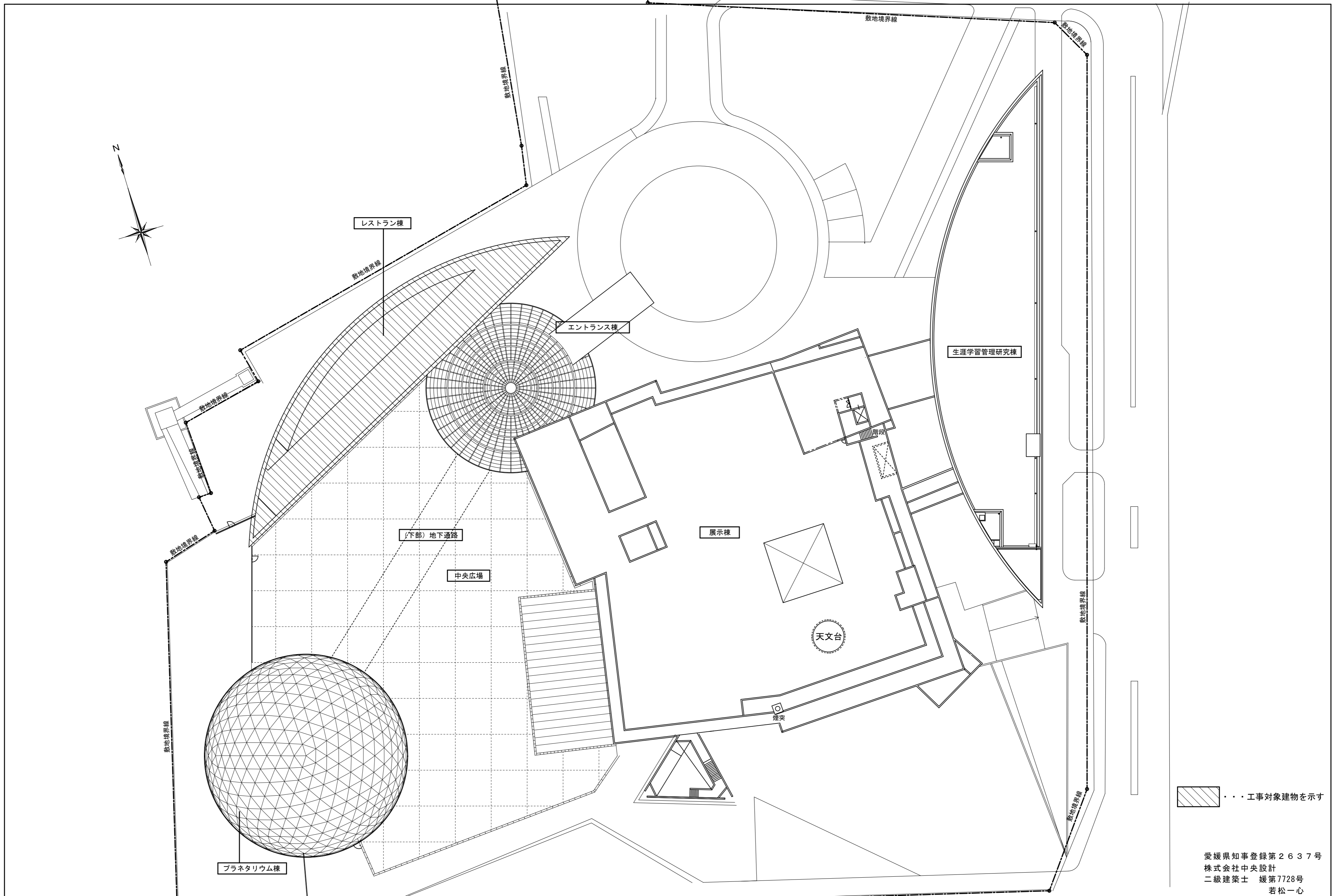


地名地番：新居浜市大生院2133-2

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 963

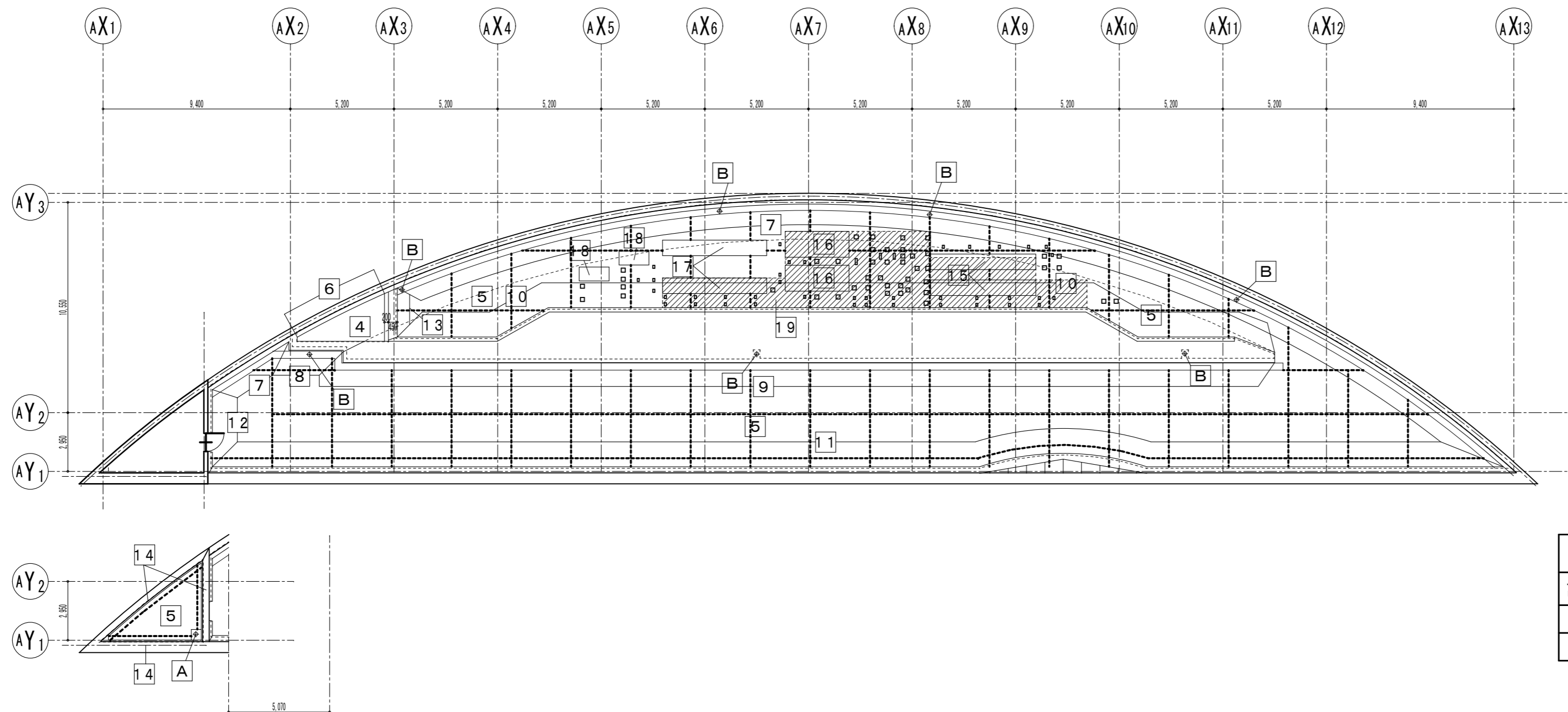
愛媛県知事登録第2637号
 株式会社中央設計
 二級建築士 媛第7728号
 若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名称	付近見取図	—	A - 11
-------	-----	---------------------	----	-------	---	--------



... 工事対象建物を示す

愛媛県知事登録第2637号
 株式会社中央設計
 二級建築士 嬢第7728号
 若松一心



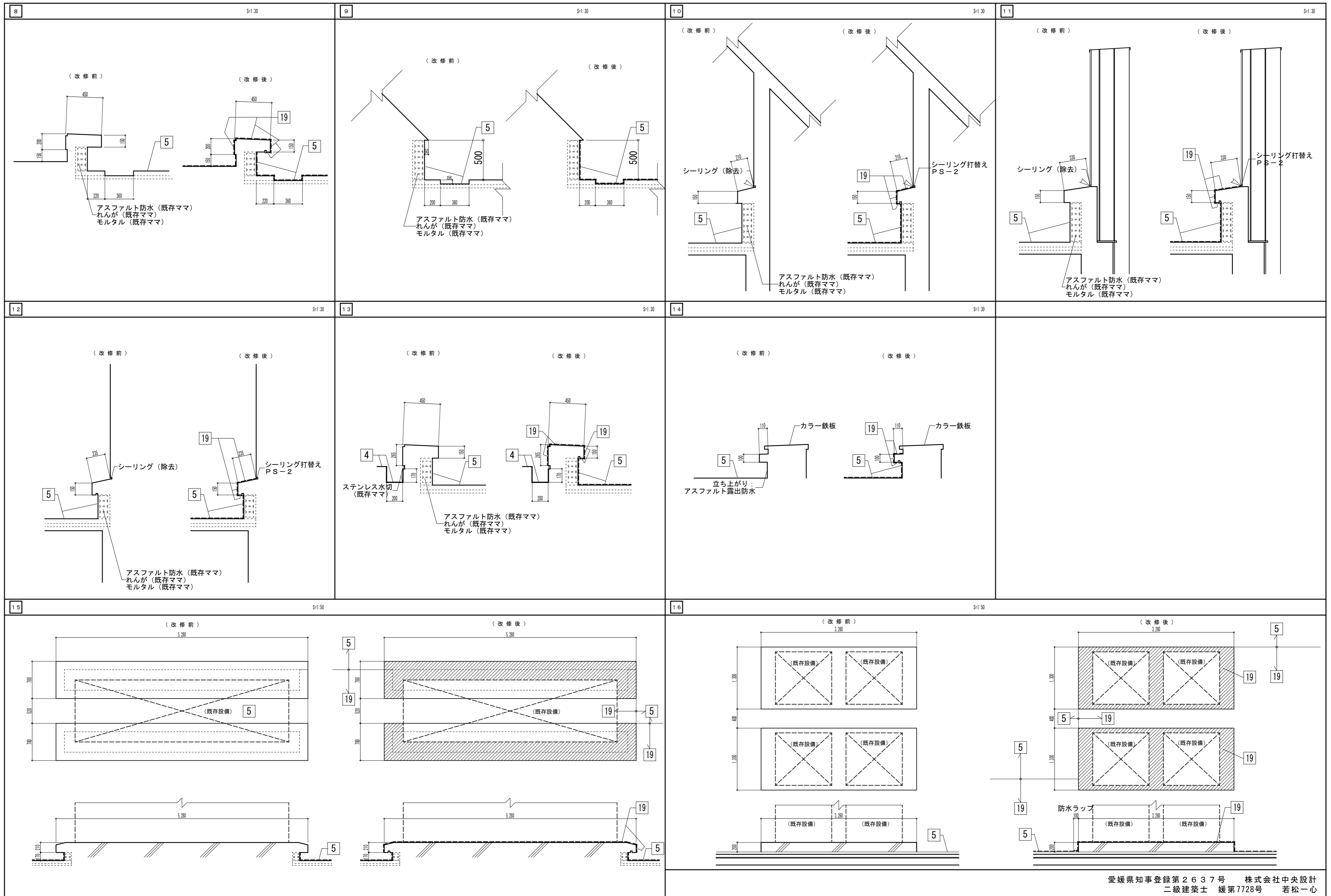
塗膜防水範囲を示す（詳細は各記号）

排水金物リスト

記号	名称
A	ルーフドレン撤去新設75φ
B	ルーフドレン撤去新設100φ

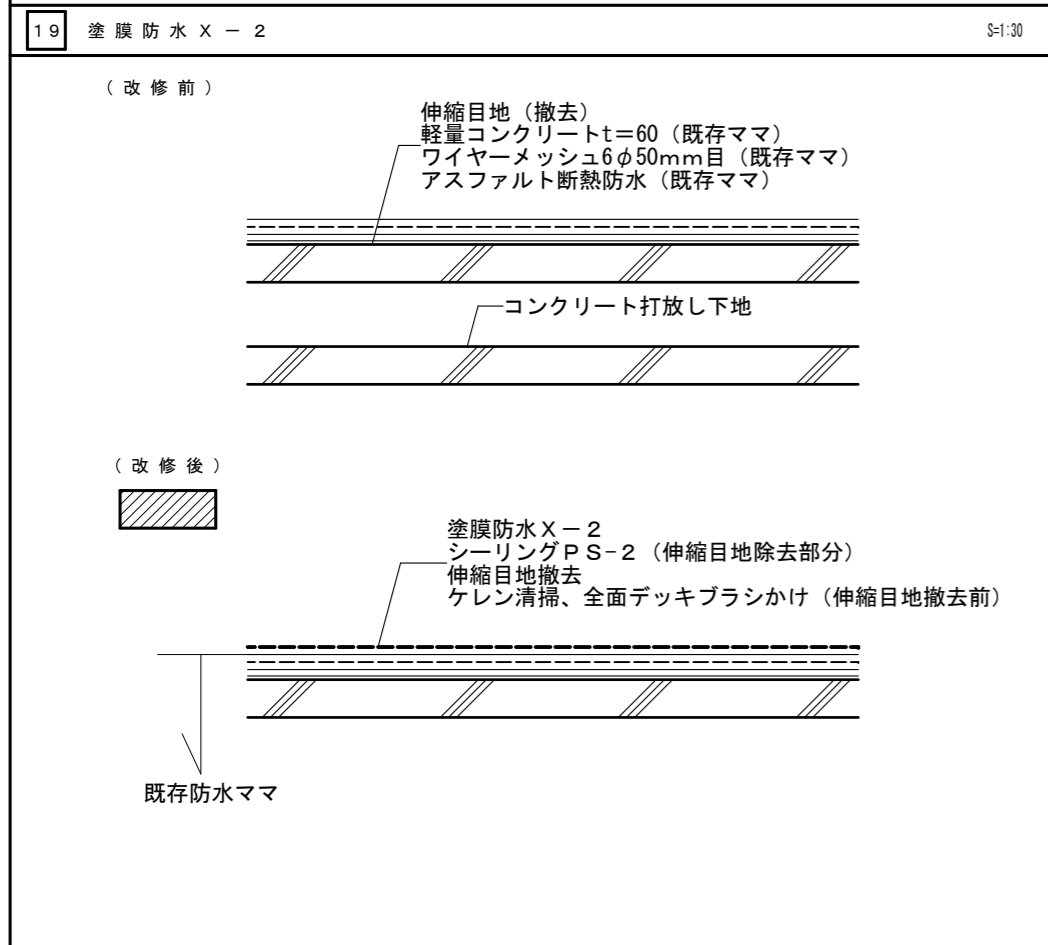
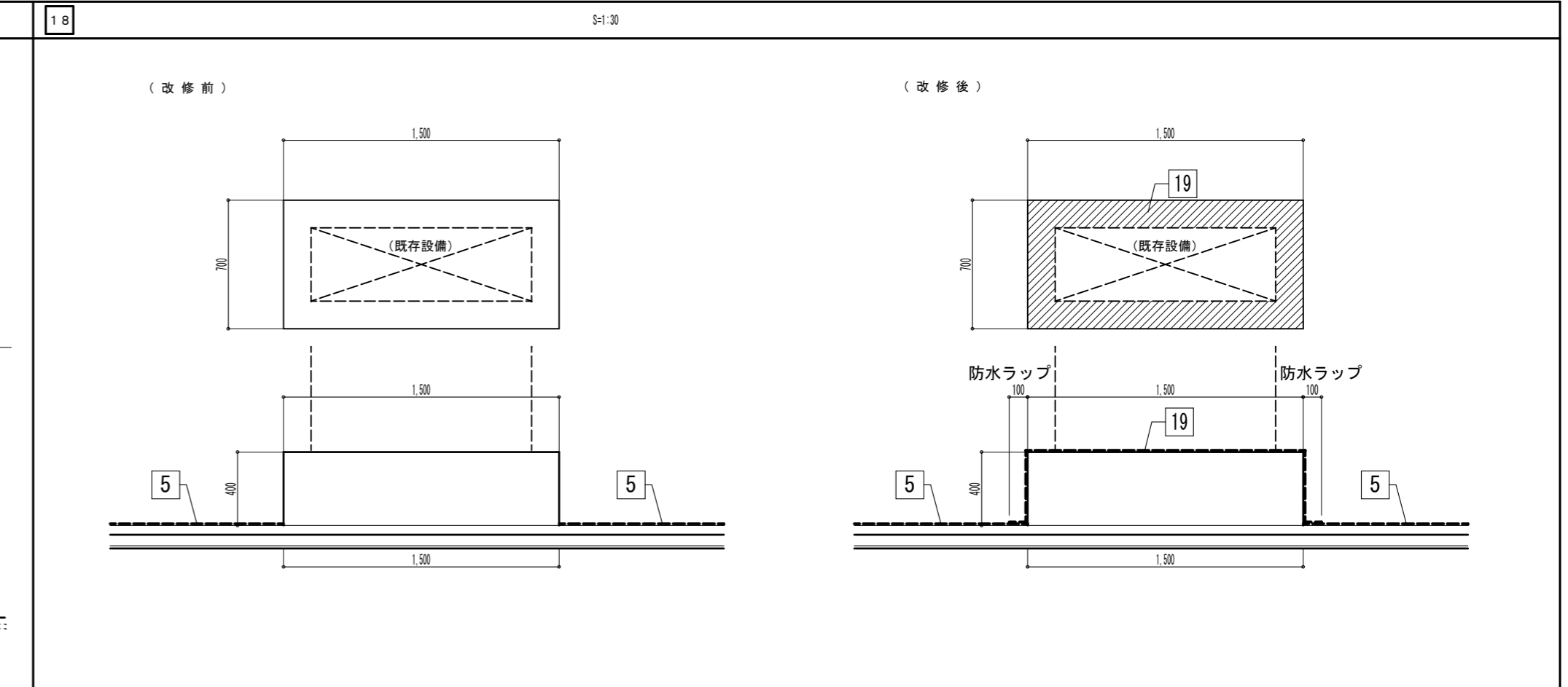
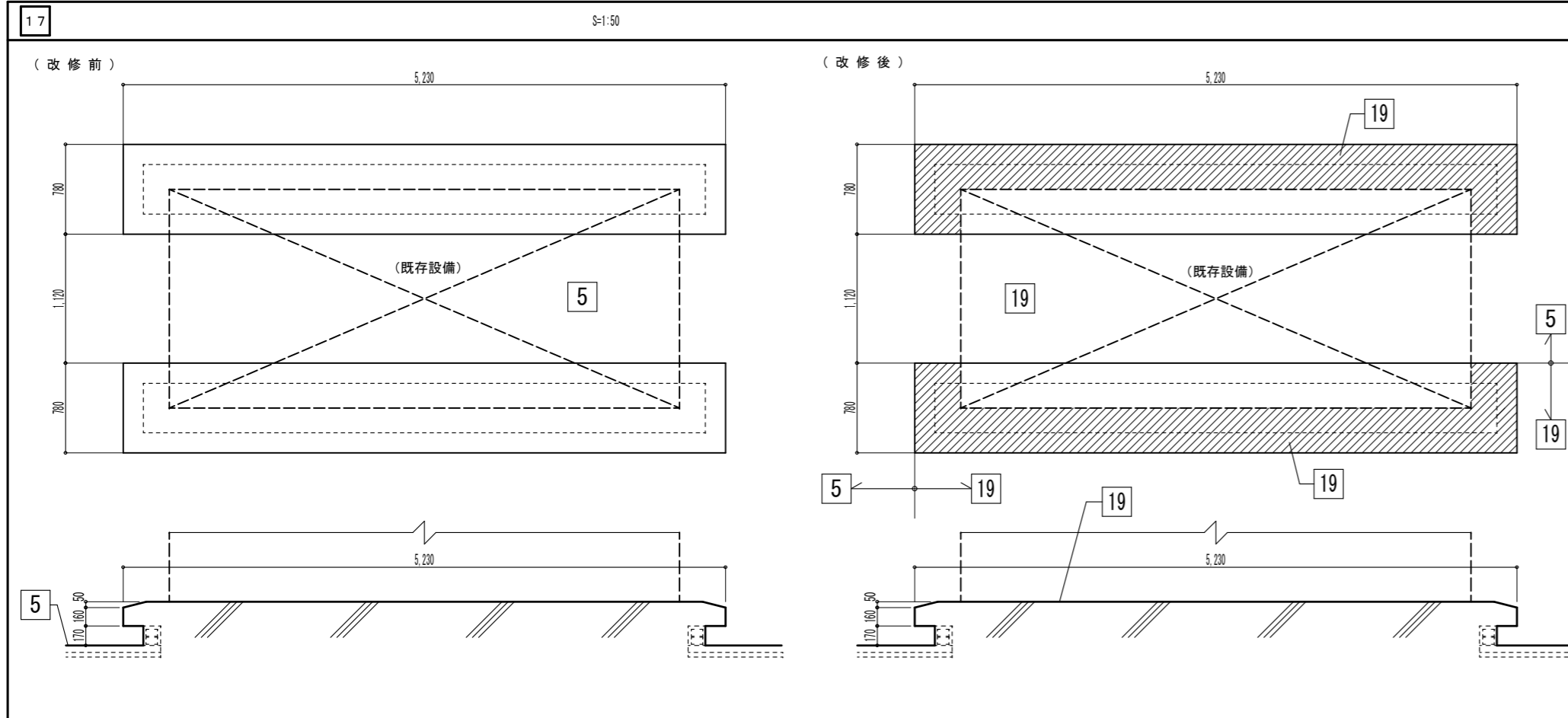
<p>1 独立基礎 1 記号 □ S=1:5</p> <p>(改修前) (改修後)</p>	<p>2 独立基礎 2 記号 □</p> <p>※撤去新設（機械設備工事）</p>	<p>3 基礎ブロック 記号 □</p> <p>※撤去新設（機械設備工事）</p>	<p>4 シート防水→シート防水 S=1:30</p> <p>(改修前) シート防水（撤去）</p> <p>(改修後) 塩ビ絶縁シート防水SM-2（機械的固定工法）t=1.5 既存シート防水撤去</p>
<p>5 アスファルト防水→シート防水 S=1:30</p> <p>(改修前) 軽量コンクリートt=60（既存ママ） ワイヤーメッシュφ50目（既存ママ） アスファルト断熱防水（既存ママ）</p> <p>(改修後) 塩ビ絶縁シート防水SM-2（機械的固定工法）t=1.5 コーキング 伸縮目地撤去 ケレン清掃、全面デッキブラシかけ（伸縮目地撤去前）</p> <p>既存ママ</p>	<p>6 (改修前) (改修後)</p> <p>シーリング（除去） シーリング打替え PS-2 シート防水（撤去）</p>	<p>7 (改修前) (改修後)</p> <p>シーリング打替え PS-2 アスファルト防水 れんが モルタル</p>	

愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号 若松一心



愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計
 二級建築士 塚第7728号 若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名称	(改修前後) 施設詳細図2	S=1:30 S=1:50	A-14
-------	-----	---------------------	----	---------------	------------------	------

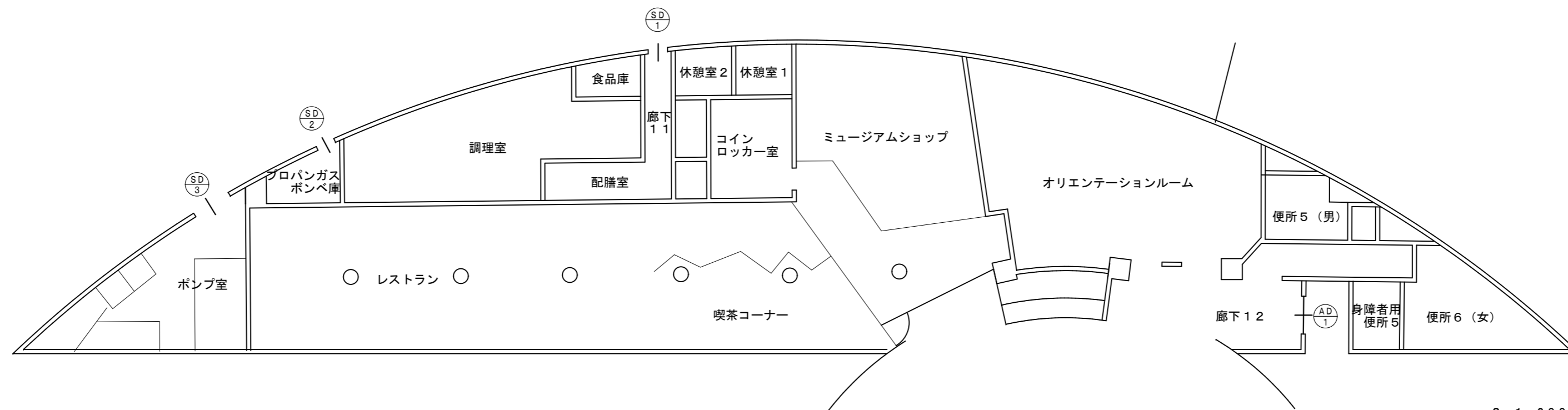


愛媛県知事登録第2637号
 株式会社中央設計
 二級建築士 媛第7728号
 若松一心

符 号	(AW 1) S=1:200
数 量	1ヶ所
取付場所	1階レストラン、喫茶コーナー
種 別	アルミカーテンウォール
金 物	
硝 子	
見込・仕上	
備 考	ガラスシーリング撤去・打替 サッシーシーリング撤去・打替
姿 図	

符 号	(SD 1) 建具撤去・新設 (特共) S=1:50	(SD 2) 建具撤去・新設 (特共) S=1:50	(SD 2) 建具撤去・新設 (特共) S=1:50
数 量	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
取付場所	1階廊下11	1階プロパンボンベ庫	1階ポンプ室
種 別	片開きフラッシュ扉	片開きフラッシュ扉	両開きフラッシュ扉
金 物	レバーハンドル、ピボットヒンジ、ドアチェック、戸当り、シリンダー錠他付属金物一式	レバーハンドル、ピボットヒンジ、ドアチェック、戸当り、シリンダー錠他付属金物一式	レバーハンドル、ピボットヒンジ、ドアチェック、戸当り、シリンダー錠他付属金物一式
硝 子			
見込・仕上	扉：スチールt=1.6フッ素樹脂塗装見込40、枠：スチールt=2.3フッ素樹脂塗装見込100	扉：スチールt=1.6フッ素樹脂塗装見込40、枠：スチールt=2.3フッ素樹脂塗装見込100	扉：スチールt=1.6フッ素樹脂塗装見込40、枠：スチールt=2.3フッ素樹脂塗装見込100
備 考		ガラリスチールフッ素樹脂塗装	ガラリスチールOP

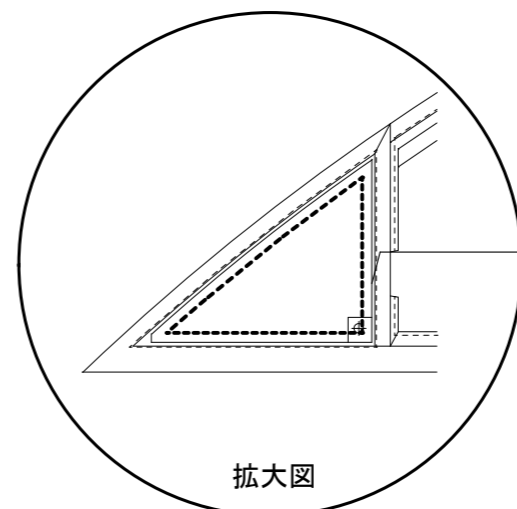
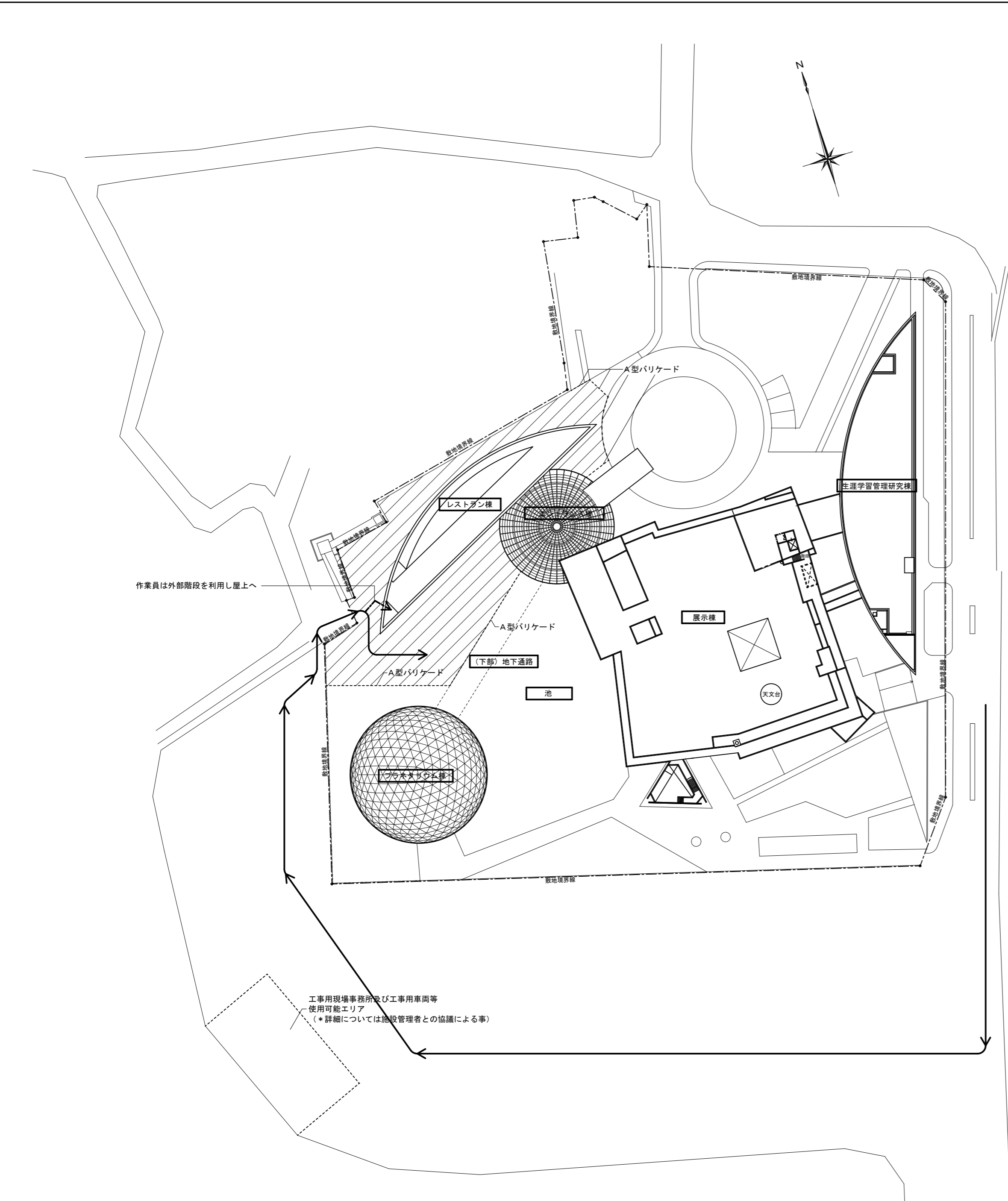
※ガラリ開口率は既存同等以上とすること。



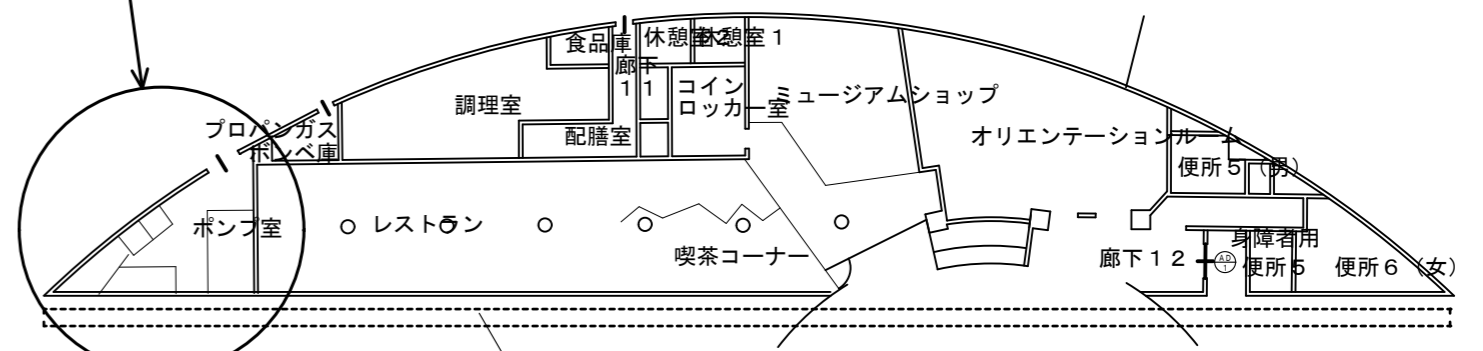
S=1:200

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号
若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名 称	(改修前後) 建具配置・建具表	S=1:50 S=1:200	A - 16
-------	-----	---------------------	-----	-----------------	-------------------	--------

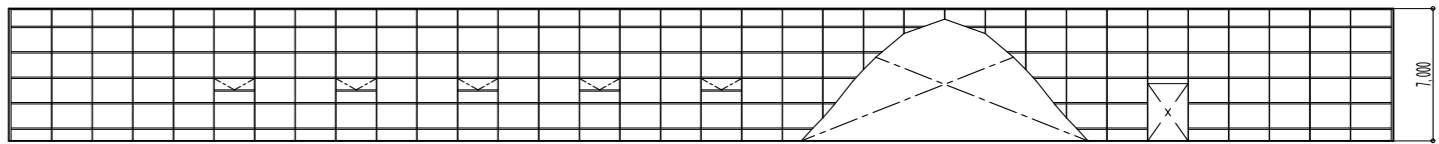


※塔屋部については落下防止対策として簡易手摺を設ける事
簡易手摺位置を示す




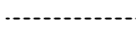


外部足場：枠組足場（ネット状養生シート張り）
建地幅：900

S=1:400



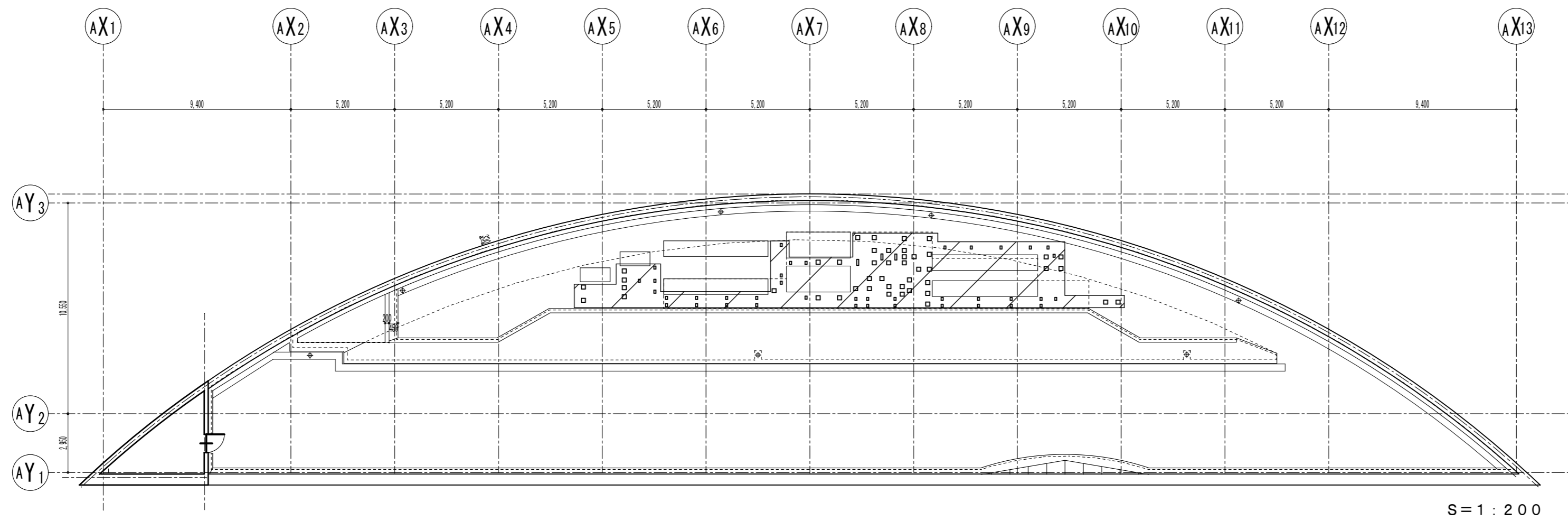
S=1:400

-  敷地内工事作業エリアを示す
-  工事用車両（重機共）動線を示す
-  工事作業員動線を示す
-  A型バリケード設置部分を示す

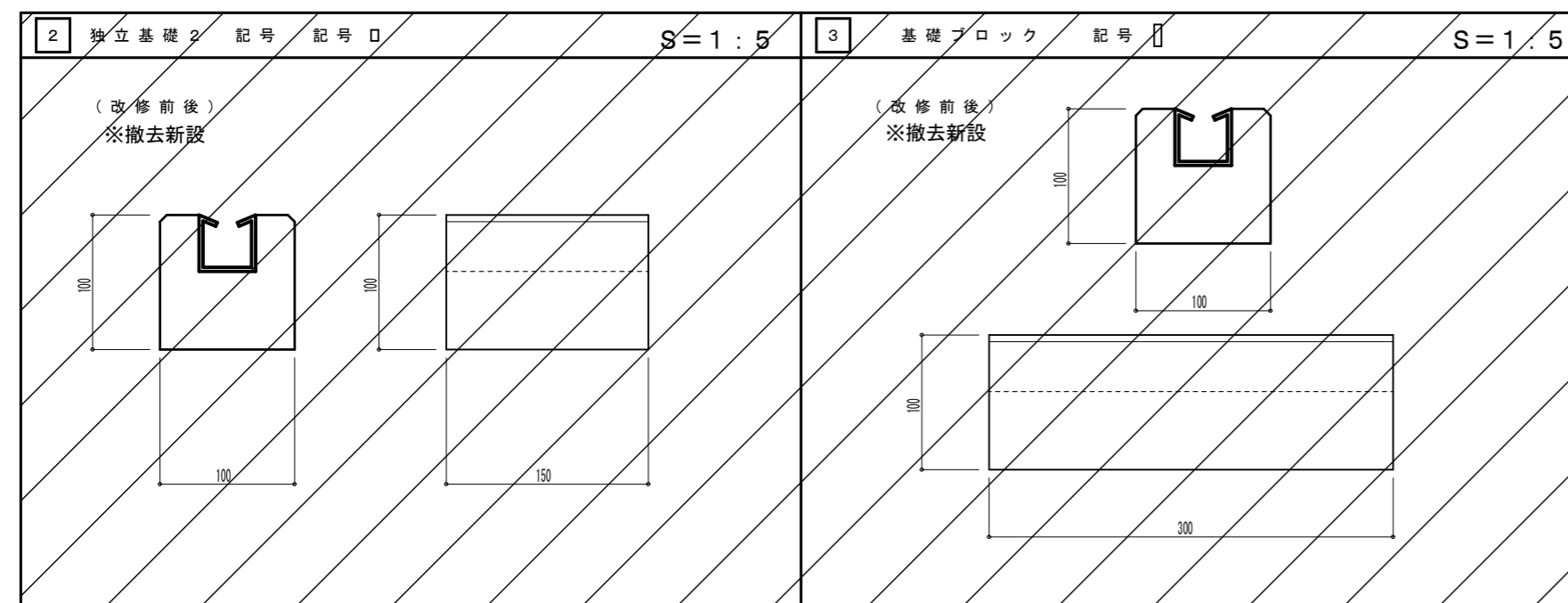
工事用現場事務所及び工事用車両等
使用可能エリア
（*詳細については施設管理者との協議による事）

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号
若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名称	仮設計画図	S=1:800	A - 17
-------	-----	---------------------	----	-------	---------	--------



/// : 撤去範囲を示す



愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号 若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館レストラン棟外部改修工事	名称	屋上平面図・施設撤去図	S=1:200 S=1:5	M-01
-------	-----	---------------------	----	-------------	------------------	------

総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事

仕様書

図 面 リ ス ト

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
A-00	表 紙	NO. scale		【機械設備図】				
A-01	図面リスト	NO. scale	M-01	(改修前後)屋上平面図・施設撤去図	1/200, 1/5			
A-02	改修工事仕様書(1)	NO. scale						
A-03	改修工事仕様書(2)	NO. scale						
A-04	改修工事仕様書(3)	NO. scale						
A-05	改修工事仕様書(4)	NO. scale						
A-06	建築工事特記仕様書 追補その1	NO. scale						
A-07	建築工事特記仕様書 追補その2	NO. scale						
A-08	建築工事特記仕様書 追補その3	NO. scale						
A-09	分別解体仕様書(1)	NO. scale						
A-10	分別解体仕様書(2)	NO. scale						
A-11	附近見取図	NO. scale						
A-12	敷地配置図	1/400						
A-13	(改修前後)屋上平面図・施設詳細図1	1/5, 1/30, 1/200						
A-14	(改修前後)施設詳細図2	1/30, 1/50						
A-15	(改修前後)施設詳細図3	1/30, 1/50						
A-16	仮設計画図	1/800						

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 嬢第7728号
若松一心

1	石綿含有建材の除去工事 [9. 1. 1~6]	<p>施工業者 本工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。</p> <p>石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> </tr> <tr> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>処理作業中</td> <td>調査対象室外部付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> <tr> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>負圧・除じん装置の 排出取出口</td> <td>出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室外部(敷地境界)</td> <td>・計1点 ・4方向各1点</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業後シート 除去後1週間以降</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径 (mm)</td> <td>2.5</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (l/min)</td> <td>・1</td> <td>・10</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>・5</td> <td>・240</td> </tr> </table> <p>石綿含有建材の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ※改修標準仕様書 9. 1. 3 (2) (ア) による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・セメント固形化 石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ・切断又は破砕 ・手ばらし 石綿含有成形板等の除去 除去対象範囲 ※図示 作業場の隔離 ・行う ・行わない 石綿含有仕上げ材の除去 除去対象範囲 ※図示 汚泥としての処理 ・行う ※行わない <p>石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を順守するとともに、解体撤去にあたっては、改修工事標準仕様書によること。</p> <p>・断熱材の打ち込み及び張付け</p> <table border="1"> <tr> <th>発泡剤の種類</th> <th>種類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・発泡プラスチック断熱材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・断熱材現場発泡工法</p> <p>断熱材の種類 ・A種1 ・A種1H (製造所 評価名簿による)</p> <p>厚さ (mm) ・2.5 ・3.0</p> <p>施工箇所 ※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリパの床下等、部分的に後張りとしなければならぬ箇所</p> <p>・図示</p>	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定2	処理作業中	調査対象室外部付近	・計1点 ・計2点	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の 排出取出口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点	測定5	処理作業後	処理作業室外部(敷地境界)	・計1点 ・4方向各1点	測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点	測定7	処理作業後シート 除去後1週間以降	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部付近	・計1点 ・計2点	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	メンブレンフィルタ直径 (mm)	2.5	4.7	試料の吸引流量 (l/min)	・1	・10	試料の吸引時間 (min)	・5	・240	発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所	・発泡プラスチック断熱材				10 ユニ ット 及 び そ の 他 工 事
測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)																																																								
測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																								
測定2	処理作業中	調査対象室外部付近	・計1点 ・計2点																																																								
測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																								
測定4	処理作業中	負圧・除じん装置の 排出取出口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点																																																								
測定5	処理作業後	処理作業室外部(敷地境界)	・計1点 ・4方向各1点																																																								
測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点																																																								
測定7	処理作業後シート 除去後1週間以降	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																								
測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部付近	・計1点 ・計2点																																																								
測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																																									
メンブレンフィルタ直径 (mm)	2.5	4.7																																																									
試料の吸引流量 (l/min)	・1	・10																																																									
試料の吸引時間 (min)	・5	・240																																																									
発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所																																																								
・発泡プラスチック断熱材																																																											
2	断熱材 [9. 3. 2~3]	<p>植栽基盤及び材料 (品質・性能等 適補による)</p> <p>・屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示</p> <p>見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示</p> <p>工法</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分等は、1改修一般共通事項 2 2 耐荷重及び耐外力による。</p> <p>支柱 ・設置する (種類 ・図示)</p> <p>かん水装置 ・設置する (工事区分は図示による)</p> <p>既存保護層の撤去 ・行う ・行わない</p> <p>新植した芝及び地被類の枯損償の期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p> <p>路床の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>・遮断層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>車道部 ※150 歩道部 ※50</td> </tr> </table> <p>路床安定処理 ・行う</p> <p>※添加材料 ()</p> <p>・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m²以上</p> <p>厚さ (mm) 0.5~1.0</p> <p>引張強さ 9.8N/5cm (10kgf/5cm) 以上</p> <p>透水係数 1.5 x 10⁻³ cm/sec 以上</p> <p>盛土の種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土</p> <p>路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・行う ・行わない</p> <p>路床の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>発生土の処理 ※別添追加による</p> <p>路盤材料 ・再生クラッシュラン ・クラッシュラン鉄鋼スラグ</p> <p>路盤厚さ (mm) 車道部 ※150 歩道部 ※100</p> <p>路盤の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装材料及び厚さ</p> <p>車道部 ※ポリマー改質アスファルトⅠ型 厚さ ※50</p> <p>歩道部 ※ストレートアスファルト 厚さ ※30</p> <p>透水アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p>	・遮断層	厚さ (mm)	※150	・凍上抑制層	厚さ (mm)	※150	・フィルター層	厚さ (mm)	車道部 ※150 歩道部 ※50	2 表示 (20. 2. 11)																																															
・遮断層	厚さ (mm)	※150																																																									
・凍上抑制層	厚さ (mm)	※150																																																									
・フィルター層	厚さ (mm)	車道部 ※150 歩道部 ※50																																																									
3	屋上緑化改修工事 [9. 4. 2~4] [2.3. 5. 4]	<p>カーテンレール</p> <p>材料種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製</p> <p>形式 ・片引き ・引分け (吊溝用は300mm以上の引合せの重掛けとする。)</p> <p>形状 ・C型 ・D型 ※角形</p> <p>仕上げ ・アルマイト</p> <p>・天井吊り口</p> <table border="1"> <tr> <th>材料種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> <th>枠の許容差</th> <th>外枠と内枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・縁線タイプ ・屋内外用</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>±0.5mm 以内</td> <td>片側2.0mm 以内</td> </tr> </table> <p>・床点検口</p> <table border="1"> <tr> <th>材料種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>枠の許容差</th> <th>受枠と蓋枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製 ・ステンレス製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内</td> </tr> </table>	材料種	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス	※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・屋内外用	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内	材料種	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス	※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内	3 ブライ ンド (20. 2. 14)																																
材料種	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス																																																					
※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・屋内外用	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内																																																					
材料種	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス																																																							
※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内																																																							
4	透水性アスファルト舗装 [9. 5. 3~6] [9. 5. 9]	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	4 ロールスク リーン (20. 2. 15)																																																								
5	カーテン及びカーテンレール (20. 2. 16)	<p>カーテンレール</p> <p>材料種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製</p> <p>形式 ・片引き ・引分け (吊溝用は300mm以上の引合せの重掛けとする。)</p> <p>形状 ・C型 ・D型 ※角形</p> <p>仕上げ ・アルマイト</p> <p>・天井吊り口</p> <table border="1"> <tr> <th>材料種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> <th>枠の許容差</th> <th>外枠と内枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・縁線タイプ ・屋内外用</td> <td>・縁線タイプ ・目地タイプ</td> <td>±0.5mm 以内</td> <td>片側2.0mm 以内</td> </tr> </table> <p>・床点検口</p> <table border="1"> <tr> <th>材料種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>枠の許容差</th> <th>受枠と蓋枠のクリアランス</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製 ・ステンレス製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内</td> </tr> </table>	材料種	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス	※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・屋内外用	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内	材料種	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス	※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内	5 カーテン及びカー テンレール (20. 2. 16)																																
材料種	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス																																																					
※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・縁線タイプ ・屋内外用	・縁線タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内																																																					
材料種	寸法	形式	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス																																																							
※アルミニウム製 ・ステンレス製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 片側2.0mm以内																																																							
6	点検口	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	6 点検口																																																								
7	階段手すり笠木	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	7 階段手すり笠木																																																								
8	天井見切り縁	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	8 天井見切り縁																																																								
9	ビクチャーレール	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	9 ビクチャーレール																																																								
10	視覚障害者誘導用ブロック	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	10 視覚障害者誘導用 ブロック																																																								
11	屋根改修工事	<p>階段手すり笠木</p> <p>材料種 ※アルミニウム既製品</p> <p>天井見切り縁</p> <p>※見切り縁兼用タイプ</p> <p>移動フック 箇所/m</p> <p>安全荷重 ※15kg以上</p> <p>ビクチャーレール</p> <p>材料種 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製</p> <p>形状 JIS T 9251による</p> <p>寸法 (mm) ※300×300</p> <p>色 黄色</p> <p>施工業者</p> <p>施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部の組合員又は施工技術に当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。</p>	11 屋根改修工事																																																								

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打ち上げ外壁の場合

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

・タイル張り仕上げ外壁の場合

(注1) ひび割れ幅 (mm) が、A) 0.2以上1.0未満、B) 0.2以上0.3未満、C) 0.3以上0.5未満、D) 0.5以上1.0未満を示す

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号
若松一心

令和6年度 工事名 総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事 名称 改修工事仕様書(4) A-05

建築工事特記仕様書 追補

発生材の処理等	<p>1 (建設副産物の適正処理)</p> <p>建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。</p> <p>2 (建設副産物の利用)</p> <p>建設副産物の再利用については、適正に実施すること。 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3 (建設副産物の搬出)</p> <p>建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①、②、③によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。</p>																																					
	<p>別表-1</p> <table border="1"> <tr> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。</td> </tr> <tr> <td>1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。</td> </tr> <tr> <td>(1) 土砂(流用)</td> </tr> <tr> <td>場 所:</td> </tr> <tr> <td>工 事 名:</td> </tr> <tr> <td>受入時間: AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 土砂(処分)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)</td> </tr> <tr> <td>【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html</td> </tr> <tr> <td>管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html</td> </tr> <tr> <td>(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)</td> </tr> <tr> <td>事業所名:</td> </tr> <tr> <td>受入時間: AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(1)コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(2)アスファルトコンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(3)建設発生木材・伐採樹木</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(4)建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM : ~PM :</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(5)その他 ○廃プラスチック ○がれき類 ○硝子・陶磁器類 ○7パスト含有建材・水銀灯</td> </tr> <tr> <td>事業所名 ㈱カンガスト 愛媛県環境開発センター(株)</td> </tr> <tr> <td>営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>また、運搬距離は、 8.6km 60.0km</td> </tr> <tr> <td>を見込んでいる。</td> </tr> </table> <p>※ 上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。	1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。	(1) 土砂(流用)	場 所:	工 事 名:	受入時間: AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(2) 土砂(処分)	愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)	【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html	管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html	(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)	事業所名:	受入時間: AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。	(1)コンクリート塊	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(2)アスファルトコンクリート塊	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(3)建設発生木材・伐採樹木	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(4)建設汚泥	事業所名	営業時間 AM : ~PM :	また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。	(5)その他 ○廃プラスチック ○がれき類 ○硝子・陶磁器類 ○7パスト含有建材・水銀灯	事業所名 ㈱カンガスト 愛媛県環境開発センター(株)	営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00	また、運搬距離は、 8.6km 60.0km	を見込んでいる。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。																																						
1 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。																																						
(1) 土砂(流用)																																						
場 所:																																						
工 事 名:																																						
受入時間: AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(2) 土砂(処分)																																						
愛媛県の許可を受けた特定事業場等(下記参照)																																						
【愛媛県HP】 特定事業場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html																																						
管理型処分場: https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html																																						
(処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る)																																						
事業所名:																																						
受入時間: AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
2.建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。																																						
(1)コンクリート塊																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(2)アスファルトコンクリート塊																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(3)建設発生木材・伐採樹木																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(4)建設汚泥																																						
事業所名																																						
営業時間 AM : ~PM :																																						
また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。																																						
(5)その他 ○廃プラスチック ○がれき類 ○硝子・陶磁器類 ○7パスト含有建材・水銀灯																																						
事業所名 ㈱カンガスト 愛媛県環境開発センター(株)																																						
営業時間 8:00~17:00 8:00~17:00																																						
また、運搬距離は、 8.6km 60.0km																																						
を見込んでいる。																																						
	<p>① 処理計画書</p> <p>受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。</p> <p>② 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理委託契約書(写)</p> <p>(2) 処理業者の許可証(写)</p> <p>(3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真</p> <p>③ (1) 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車輛の車輛番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、1週間毎に監督員に提示しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工後、③(1)の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</p> <p>④ (1) 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工中においては、③(1)の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。</p> <p>⑤ 資源環境促進税について</p> <p>本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処理施設を経由する場合を含む。)は、資源環境促進税が課税されるので適切に処理すること。</p>																																					

発生材の処理等	<p>4 (再生資材の利用、建設発生土の利用)</p> <p>1 受注者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあつては、別表-3によること。</p> <p>2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。 なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>別表-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>規 模</th> <th>使用場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再生資材</td> <td>再生粒調碎石 (RM-25)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生碎石 (RC-40)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>管路の埋め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3</p> <p>再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。</p> <p>(1) 再生骨材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整碎石(RC-40) <p>事業所名:</p> <p>営業時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(2) 土砂</p> <p>場 所:</p> <p>工 事 名:</p> <p>搬出時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) その他 ()</p> <p>場 所:</p> <p>工 事 名:</p> <p>搬出時間: AM : ~PM :</p> <p>また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>5 (特定建設資材の分別解体及び再資源化)</p> <p>受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づく対象工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。</p> <p>6 (再生資源(促進)計画書及び実施書)</p> <p>1 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。</p> <p>4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>5 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第6項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>7 (再資源化等報告書)</p> <p>受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>8 (建設副産物の利用)</p> <p>1 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。</p> <p>2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に基づく下記(1)~(3)の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>(1) 解体工事 (2) 新築工事 (3) 建設以外のものに係る解体工事又は新築工事</p>		規 模	使用場所	再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生資材	再生粒調碎石 (RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生碎石 (RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。
	規 模	使用場所																
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。																
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)																
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																
再生資材	再生粒調碎石 (RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																
	再生碎石 (RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。																
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。																

発生材の処理等	<p>その他</p> <p>(建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い)</p> <p>下記資材の再資源化を積極的に図ること。</p> <p>1) 施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。</p> <p>2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。</p> <p>3) 産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。</p> <p>4) 新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。</p> <p>5) 解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。</p> <p>6) 特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。</p>																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>資材名</th> <th>再生方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工事</td> <td>発生土</td> <td>自・他工事で再利用</td> <td>土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)</td> </tr> <tr> <td>地業工事</td> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鉄骨</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ALCパネル 押出成形セメント 板工事</td> <td>ALCパネル</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装工事</td> <td>ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属・建具工事</td> <td>アルミ材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電気設備工事</td> <td>電線類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管材料</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・盤類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型二次電池</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機械設備工事</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩ビライニング管</td> <td>塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管など金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクトなど金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管・ダクトなどの吊材等</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>グラスウール・ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	資材名	再生方法	備考	土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)	地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上	鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等		鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等		ALCパネル 押出成形セメント 板工事	ALCパネル	広域認定制度		押出成形セメント板	広域認定制度		屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会					内装工事	ロックウール	広域認定制度		グラスウール	広域認定制度		石膏ボード	広域認定制度		金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等		鋼材	再資源回収業者等		電気設備工事	電線類	再資源回収業者等		配管材料	再資源回収業者等		機器・盤類	再資源回収業者等		蛍光管	再資源回収業者等		小型二次電池	再資源回収業者等		機械設備工事	塩化ビニル管	広域認定制度		塩ビライニング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会		鋼管など金属類	再資源回収業者等		ダクトなど金属類	再資源回収業者等			配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等			グラスウール・ロックウール	広域認定制度	
工 種	資材名	再生方法	備考																																																																																						
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)																																																																																						
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上																																																																																						
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等																																																																																							
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等																																																																																							
ALCパネル 押出成形セメント 板工事	ALCパネル	広域認定制度																																																																																							
	押出成形セメント板	広域認定制度																																																																																							
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																							
内装工事	ロックウール	広域認定制度																																																																																							
	グラスウール	広域認定制度																																																																																							
	石膏ボード	広域認定制度																																																																																							
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等																																																																																							
	鋼材	再資源回収業者等																																																																																							
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等																																																																																							
	配管材料	再資源回収業者等																																																																																							
	機器・盤類	再資源回収業者等																																																																																							
	蛍光管	再資源回収業者等																																																																																							
	小型二次電池	再資源回収業者等																																																																																							
機械設備工事	塩化ビニル管	広域認定制度																																																																																							
	塩ビライニング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																							
	鋼管など金属類	再資源回収業者等																																																																																							
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等																																																																																							
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等																																																																																							
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度																																																																																							

建築改修工事特記仕様書 追補 (その2)

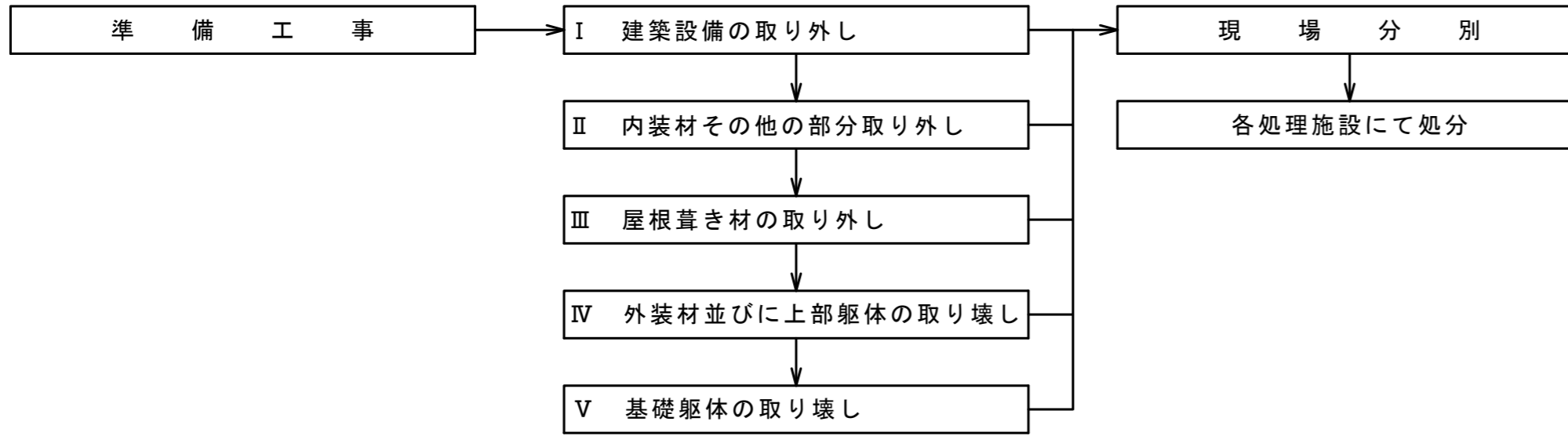
() 該当する各仕様書の章及び項目番号

Main specification table with columns for Building Material, Performance and Quality Standards, and Item Number. It contains detailed technical requirements for various materials like concrete, steel, and insulation.

建築改修工事特記仕様書 追補 (その3)

建築材料	性能及び品質規定	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																									
<p>人工屋上緑化用システム</p>	<p>屋上緑化システムは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>管理方法による区分</th> <th>管理型</th> <th>省管理型</th> </tr> <tr> <td>有効土層の厚さ (cm)</td> <td>20以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用土壌</td> <td>製造所による</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化</td> <td>その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>透水、保水・排水層等構成材の主要材質</td> <td>合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保水・排水層</td> <td>植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m²・hr)</td> <td>240 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐荷重性能</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m²)</td> <td>最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。</td> <td>一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。</td> </tr> <tr> <td>耐根防水層</td> <td>植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を導入したものとす。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。</td> <td>厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。</td> </tr> <tr> <td>システム総重量 (kg/m²)</td> <td>土壌を除く表示項目</td> <td>軽量土壌含む表示項目</td> </tr> <tr> <td>保水性能 (l/m²)</td> <td>保水空間体積を明示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水平方向排水性能 (l/m²)</td> <td>排水空間体積を明示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>各種の栽培が対応可能な構造とする。</td> <td>省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。</td> </tr> <tr> <td>再生材の利用</td> <td>各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>実績は施工後3年間以上及び施工面積100㎡以上の案件をそれぞれ1件以上含む販売実績5件以上とする。 当該の案件に対し、下記に関する最近の調査報告書を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 植物の生育状態 耐根層の状態 保水・排水基盤の状態 土壌の安定状態 排水路への土壌の流出状況 その他採用に当たって全般的な問題の有無 <p>試験方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 透水フィルタの透水性* 透水性性能 : JIS A 1218の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂(JIS A 5308付属書Aに基づく砂)及びシルト#250を累積比9:1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に均等に充填する。(試験体1体) 常温で1日置いた後、上部より給水する。給水5日間連続後取り出して自然水切り2日とした給水材料を繰り返す。選2回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、1分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお乾燥工程の試験室は室温20±3℃ 湿度60±5%とする。水切り工程は試験体が入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で試験室内に保管する。各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、6週間を過ぎるまでにその週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。試験開始後6週間、流水時間合計が30日を越えた時点で透水係数がまだ上昇し続ける場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。この場合は申請者と協議するものとする。 排水層の保水性能は保水空間体積の算定値または実測値による。 排水層の排水性能は排水量の算定値または実測値による。 耐根層の耐根性能は3年間の実績資料の確認(その他)による。 保水・排水基盤の耐荷重性能* 3×104N/m²の等分布荷重による加圧試験を行ない、保水・排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きない事を確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。 *印の試験は公的試験機関によるものとし、他は自社試験の成績書・資料の提出によること出来る。 	管理方法による区分	管理型	省管理型	有効土層の厚さ (cm)	20以上	—	適用土壌	製造所による	—	透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化	その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	—	透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)	—	保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	—	保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m ² ・hr)	240 以上	—	耐荷重性能	—	—	保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m ²)	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を導入したものとす。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。	システム総重量 (kg/m ²)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目	保水性能 (l/m ²)	保水空間体積を明示	—	水平方向排水性能 (l/m ²)	排水空間体積を明示	—	植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。	再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	—	<p>室内空気汚染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築材料の規制対象化学物質 居室を有する建築物に用いる建築材料の仕様 <p>室内空気汚染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工中の安全管理 	<p>ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジン、フェノカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラドカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質(以下「規制対象化学物質」という。)とする。</p> <p>規制対象化学物質を発生する建築材料の使用を可能な限り制限することとし、材料選択は次の1から5の規定を原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等</td> <td>(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(3) ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(4) 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(6) 保温材 緩衝材 断熱材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(7) 塗料</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>(8) 仕上塗材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料(F☆☆☆☆等)をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第3種ホルムアルデヒド発散材料(F☆☆☆等)を使用すること。 ※※天井裏、小部屋、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し、規制対象外の建築材料(F☆☆☆☆等)又は第3種ホルムアルデヒド発散材料(F☆☆☆等)を使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ない規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 塗料</td> <td>トルエン等の含有量が少ない規格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> クロルピリホス、ダイアジン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防蟻・防蟻剤の使用制限。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> その他 建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条によるMSDS(化学物質安全データシート)等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。 <p>接着剤及び塗料の塗布に当たり、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。 また、施工時、及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させらる。</p>	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。	(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(3) ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(4) 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(6) 保温材 緩衝材 断熱材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(7) 塗料	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	(8) 仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。	(2) 塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1) 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	(2) 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	<p>室内空気環境測定</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定対象室等 測定対象化学物質 測定方法 判定基準 	<p>一般 箇所</p> <p>住宅等 戸 戸当たり 室</p> <p>※測定対象室について、改修工事手前後を測定する。</p> <p>規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの5物質(以下「測定対象化学物質」という。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から1.2mから1.5mの高さとする。 測定対象室の全ての窓及び扉(造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 その後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 測定は(3)の状態のままで行う。 ア バッパ採取機器では、測定時間は24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は、午後2時から午後3時までの測定時間帯の中央となるよう、午前10時30分から午後6時30分までの時間帯とする。測定回数は、1回とする。 イ 品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)に定める標準的な方法の場合、採取は30分以上継続して、同時又は継続して2回以上行うこと。また、午後2時から午後3時を測定時間帯の中央となるよう設定する。 注：(2)(3)(4)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。 ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 分析 品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)ロー2に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したバッパ採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。 測定後 完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものととも材料選定資料を整理し、提出すること。 <p>判定基準</p> <p>次表A欄の測定対象化学物質の濃度がI欄の数値(以下「基準値」という。)以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08 ppm</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07 ppm</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.08 ppm</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準値を超えた場合の措置</p> <p>基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。</p> <p>愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計 二級建築士 媛第7728号 若松一心</p>	ア	イ	ホルムアルデヒド	0.08 ppm	トルエン	0.07 ppm	キシレン	0.05 ppm	エチルベンゼン	0.08 ppm	スチレン	0.05 ppm
管理方法による区分	管理型	省管理型																																																																																														
有効土層の厚さ (cm)	20以上	—																																																																																														
適用土壌	製造所による	—																																																																																														
透水フィルタの透水性能試験 専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数 (cm/s) の時間変化	その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	—																																																																																														
透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。(材質を証明する資料を提出)	—																																																																																														
保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び補え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	—																																																																																														
保水・排水層の鉛直方向の排水性能 (l/m ² ・hr)	240 以上	—																																																																																														
耐荷重性能	—	—																																																																																														
保水・排水基盤の許容圧縮強度 (N/m ²)	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。																																																																																														
耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無管等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性を導入したものとす。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び5年以上の実績資料を提出する。																																																																																														
システム総重量 (kg/m ²)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目																																																																																														
保水性能 (l/m ²)	保水空間体積を明示	—																																																																																														
水平方向排水性能 (l/m ²)	排水空間体積を明示	—																																																																																														
植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。																																																																																														
再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	—																																																																																														
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																															
(1) 合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散がきわめて少ないJAS又はJISの規格品(以下「規格品」という。)とする。																																																																																															
(2) 家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(3) ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(4) 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(5) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(6) 保温材 緩衝材 断熱材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(7) 塗料	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
(8) 仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																															
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																															
(1) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。																																																																																															
(2) 塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。																																																																																															
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																															
木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																																																															
対策をとる建築材料等	使用制限																																																																																															
(1) 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																																																															
(2) 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																																																															
ア	イ																																																																																															
ホルムアルデヒド	0.08 ppm																																																																																															
トルエン	0.07 ppm																																																																																															
キシレン	0.05 ppm																																																																																															
エチルベンゼン	0.08 ppm																																																																																															
スチレン	0.05 ppm																																																																																															

本体建物の解体手順



I 建築設備の取り外し

※ 蛍光灯内にPCBが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法						
		露出	埋込	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 解体部位	躯体と一体 解体部位	現場分別品目	再資源化 (コンクリート)	再資源化 (7ス7アルト)	再資源化 (木材)	産業廃棄物			
	電気設備関係															
	機械設備関係															

II 内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法						
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 解体部位	躯体と一体 解体部位	現場分別品目	再資源化 (コンクリート)	再資源化 (7ス7アルト)	再資源化 (木材)	産業廃棄物			
	床															
	巾木															
	壁															
	天井															
	その他の部分															

- ※1 モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。ただし、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
- ※2 プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。
- ※3 本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」による。

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号
若松一心

III 屋根葺き材の取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法				
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物		
	防水押え金物				○		○								○

IV 外装材並びに上部躯体の取り壊し

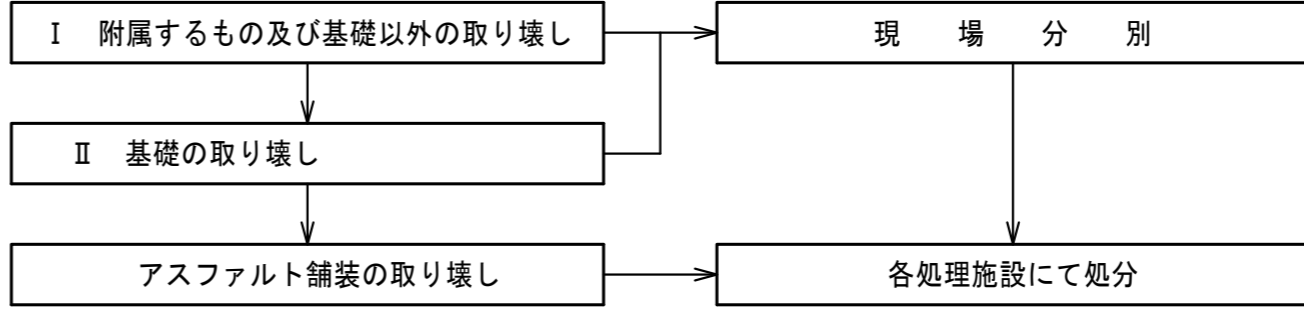
適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法				
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物		

※ 躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて解体、処分方法を決定するものとする。

V 基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法				
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物		

外構の解体手順



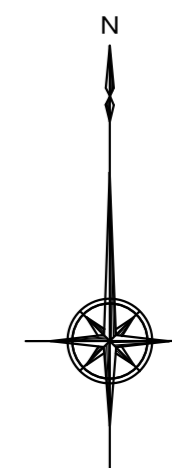
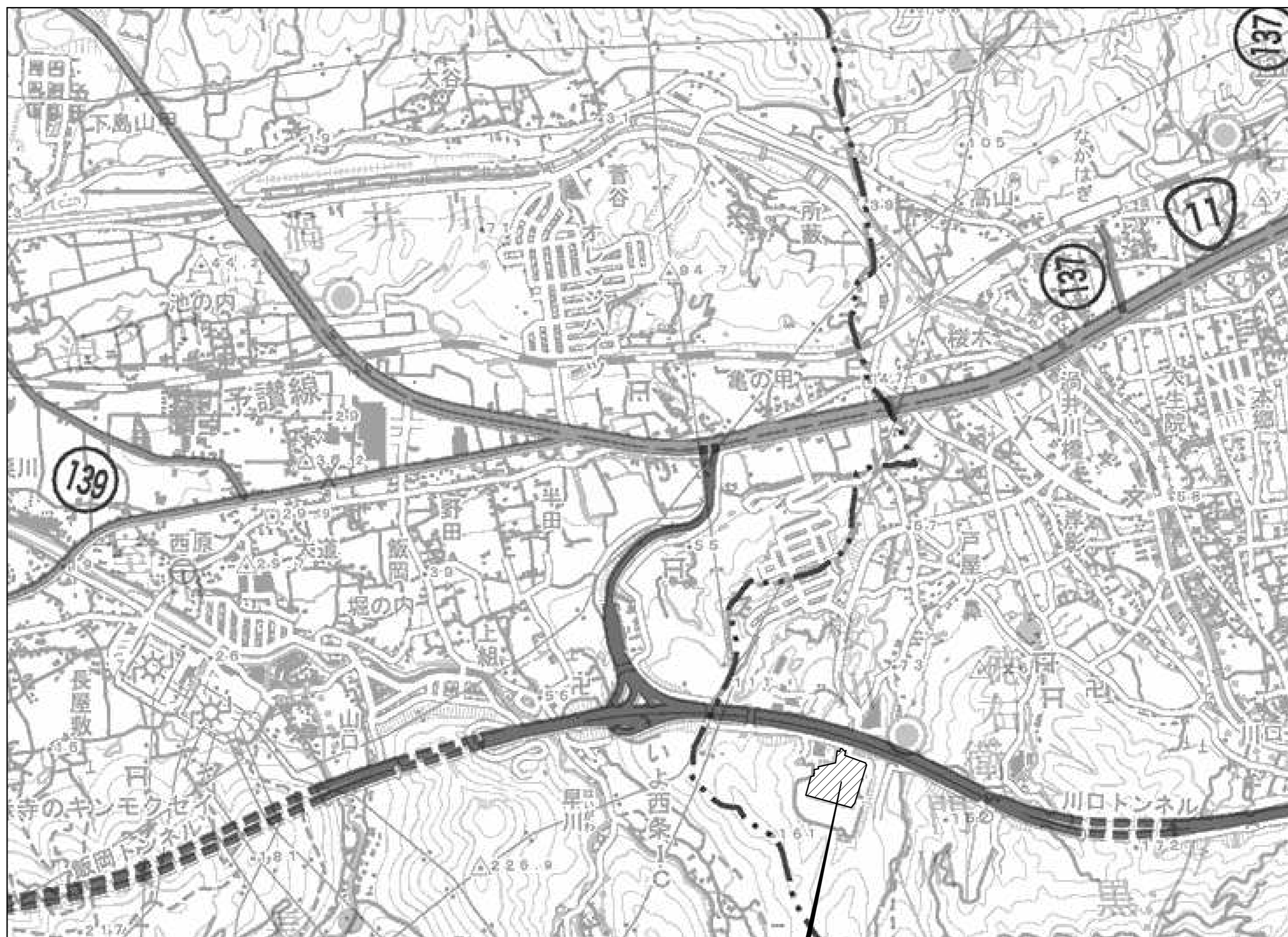
I 附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法						
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物				

II 基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法						
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物				

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号
若松一心

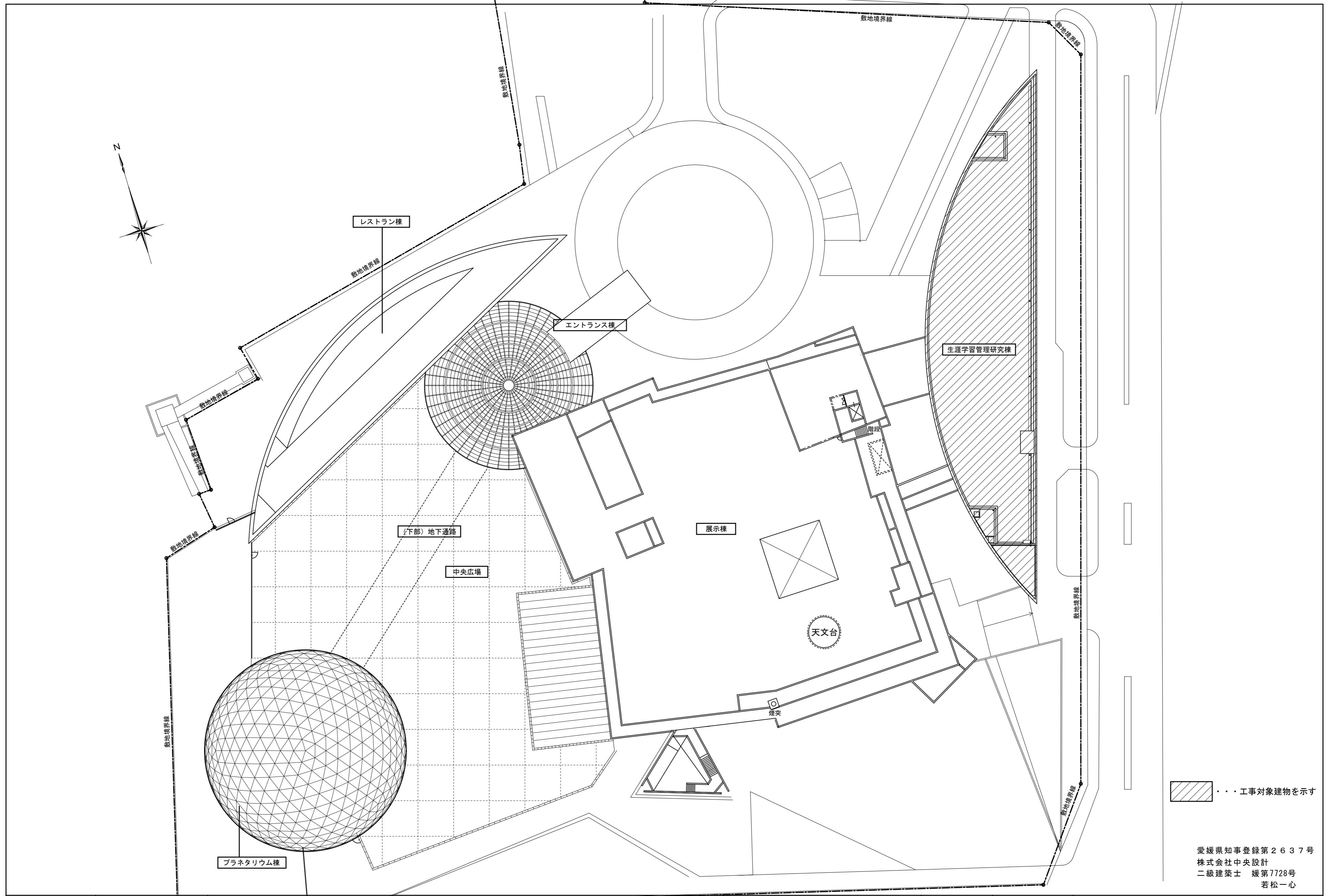


地名地番：新居浜市大生院2133-2

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 963

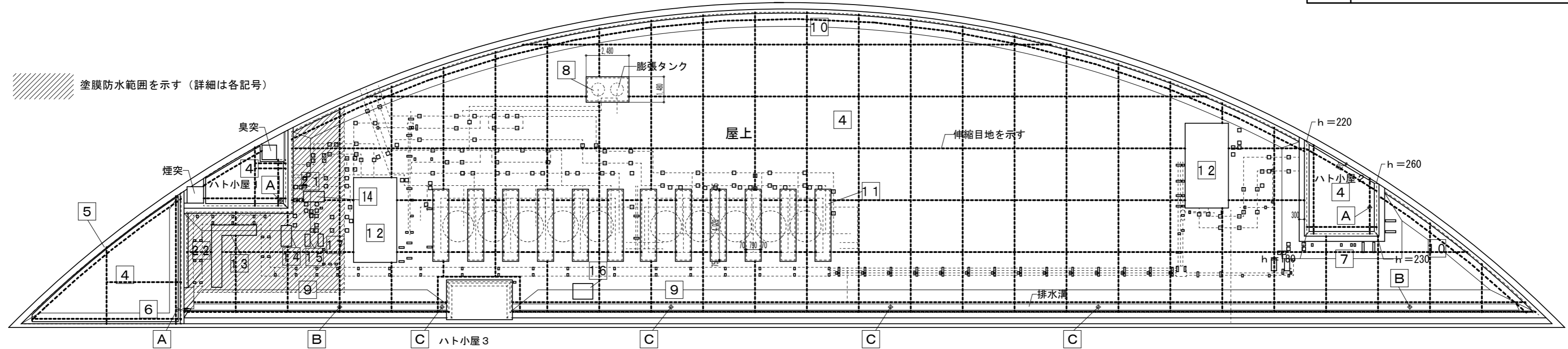
愛媛県知事登録第2637号
 株式会社中央設計
 二級建築士 媛第7728号
 若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事	名称	付近見取図	—	A - 11
-------	-----	-------------------------	----	-------	---	--------

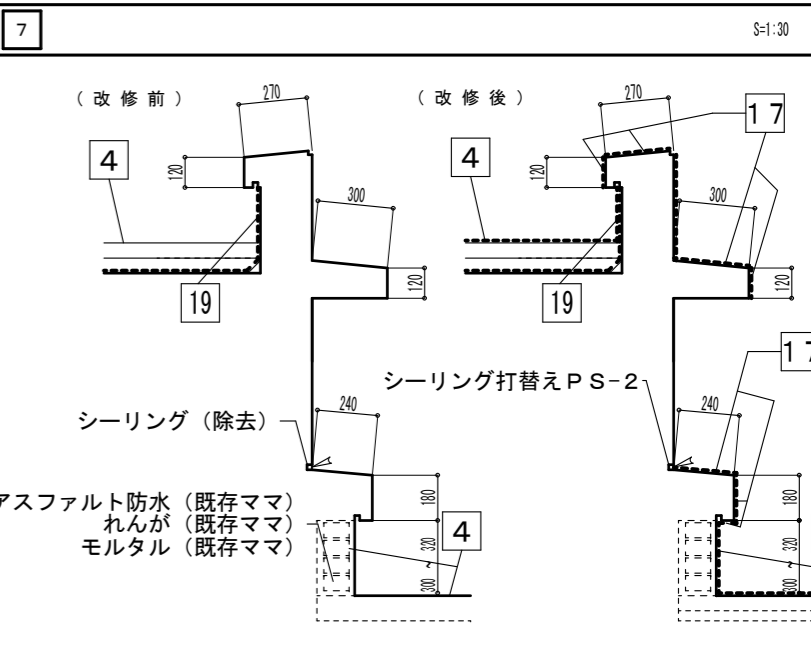
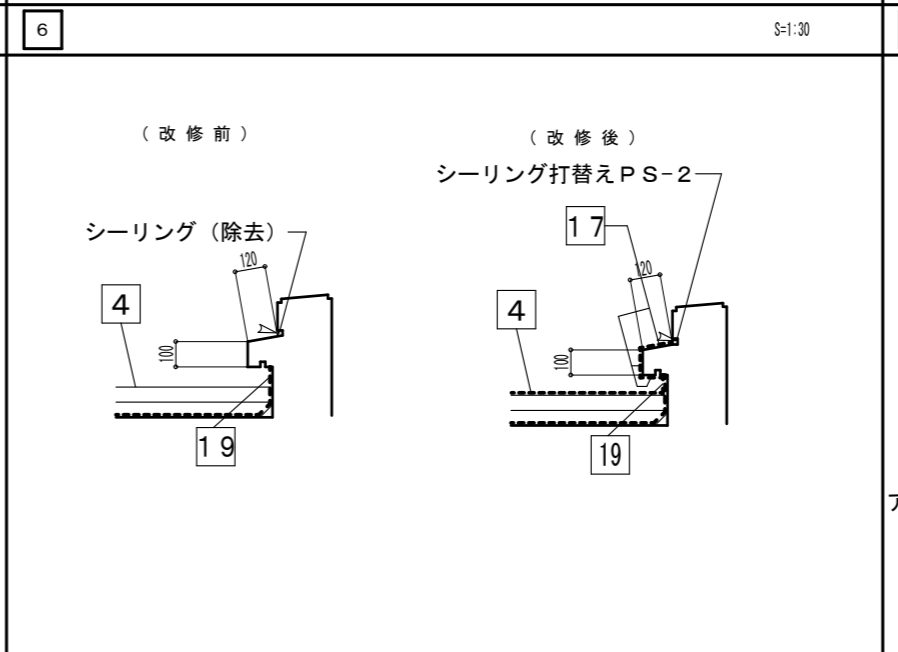
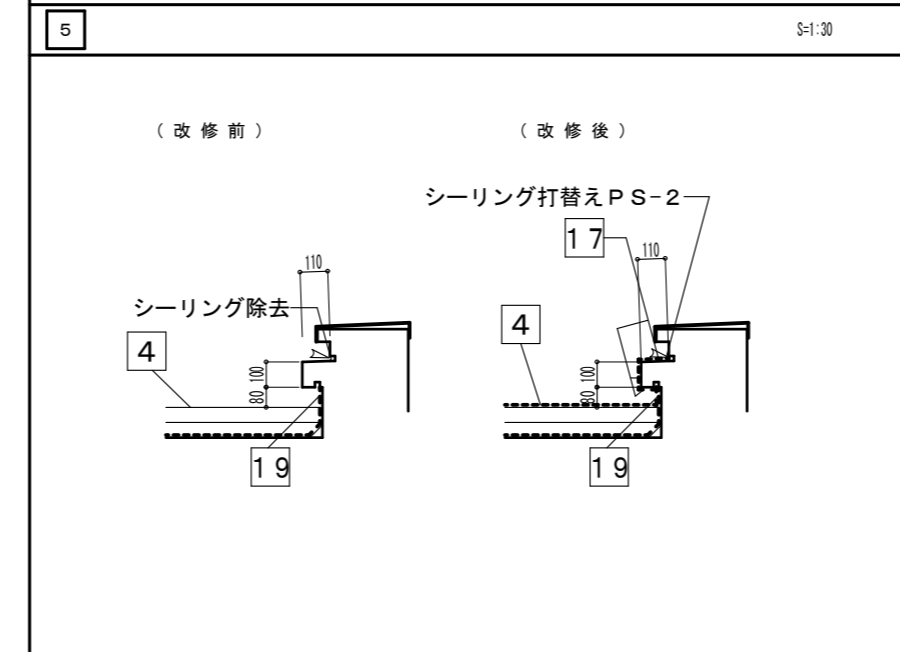
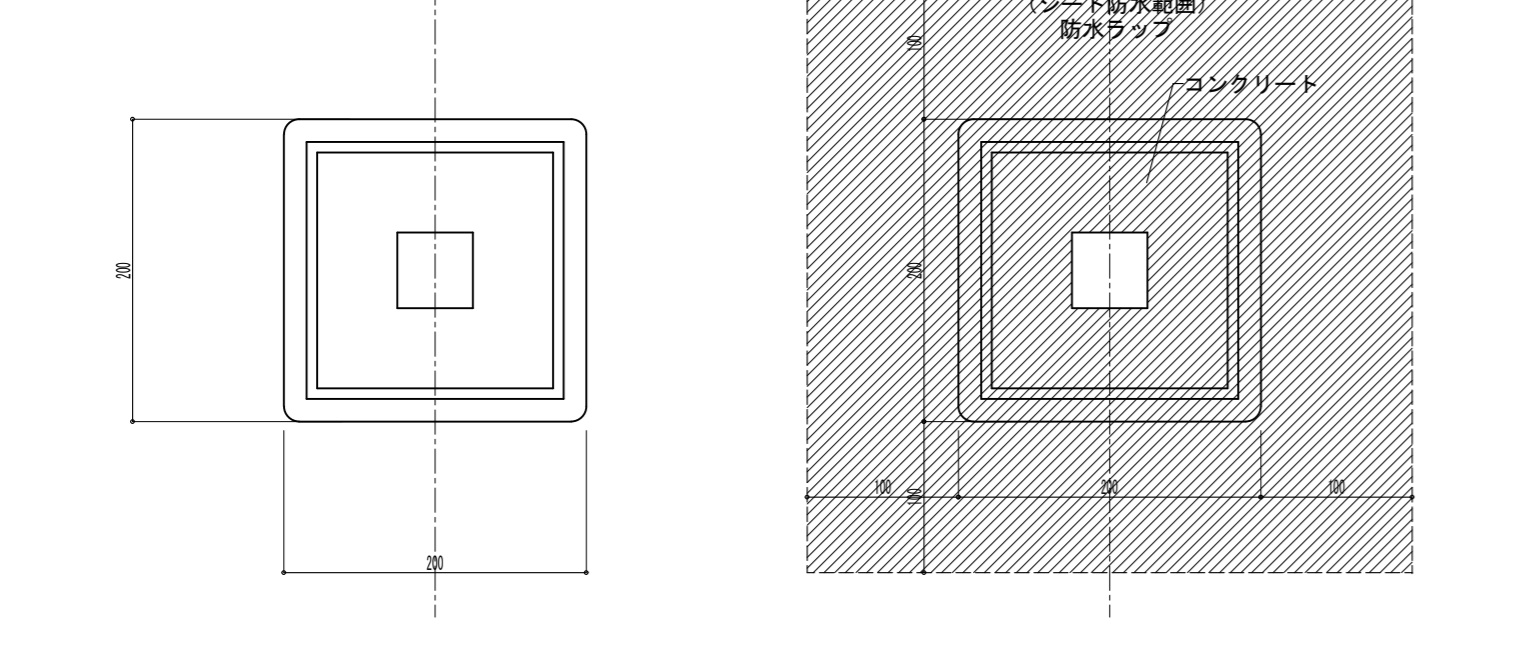
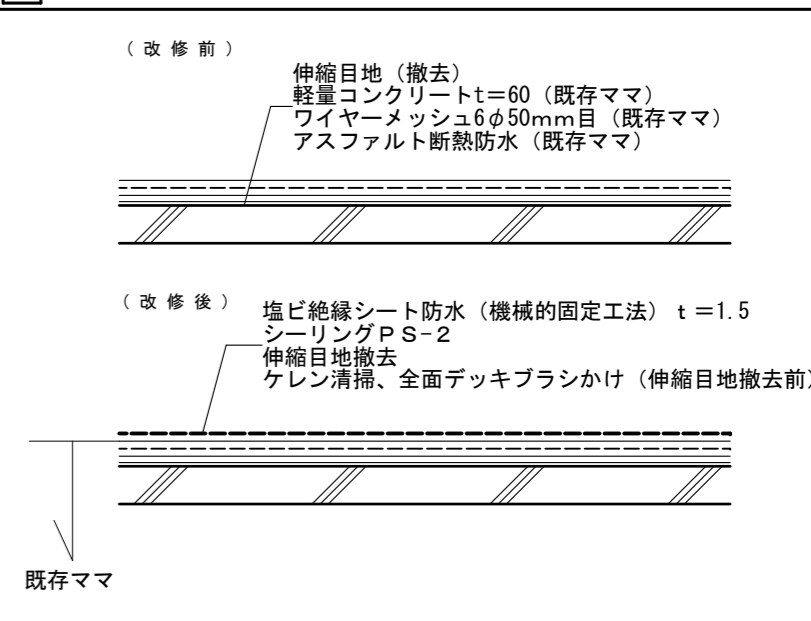
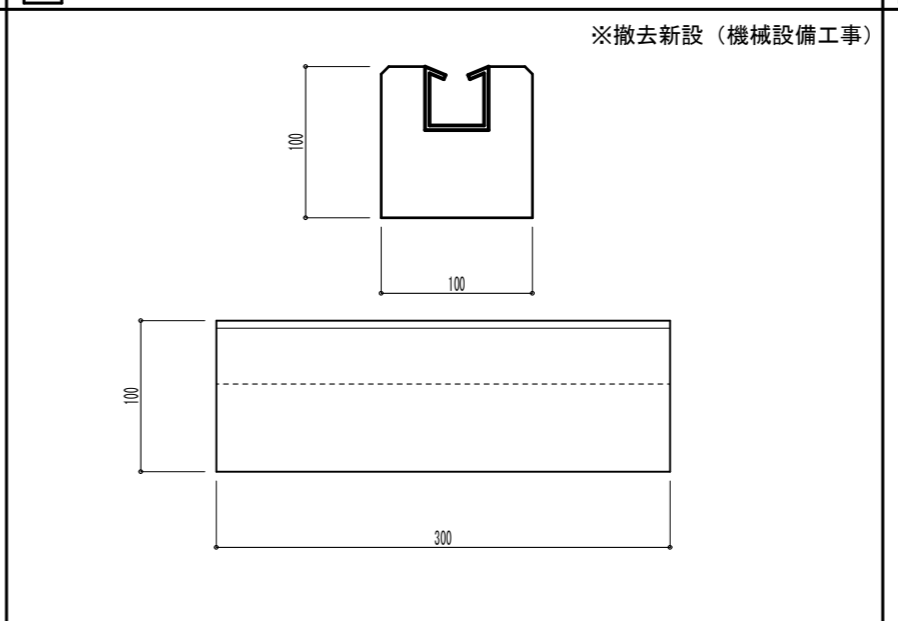
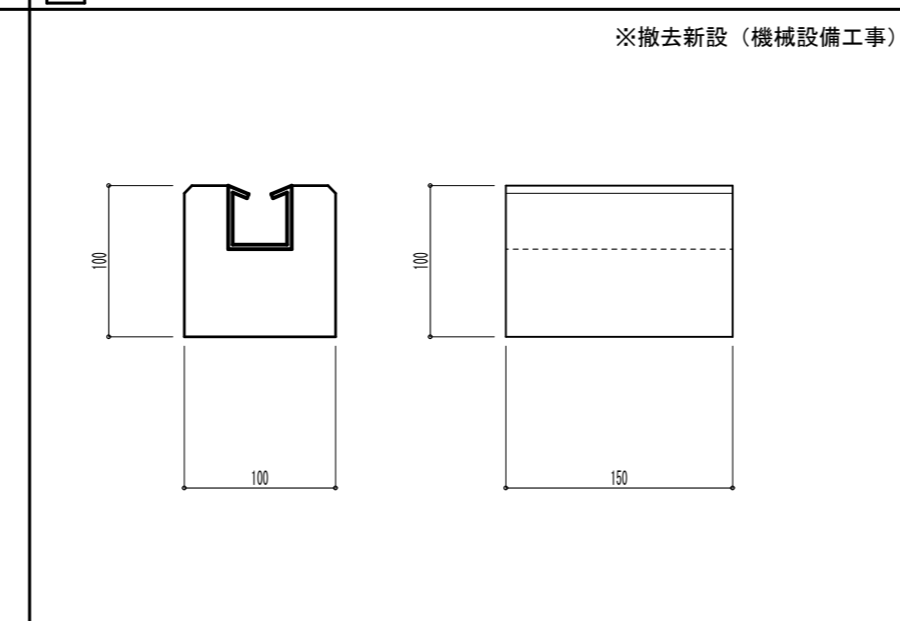
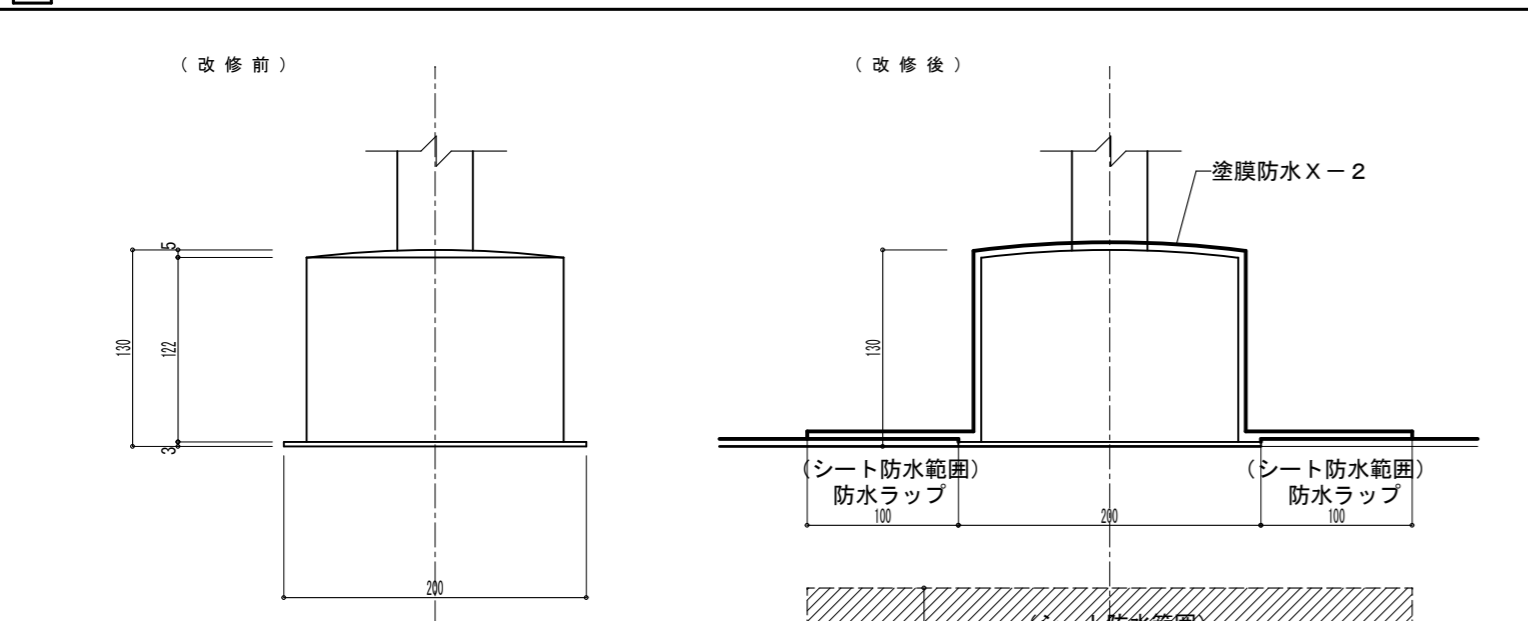


令和6年度	工事名	総合科学博物館生涯学習—管理研究棟外部改修工事	敷地境界線	名称	敷地配置図	S=1:400	A-12
-------	-----	-------------------------	-------	----	-------	---------	------

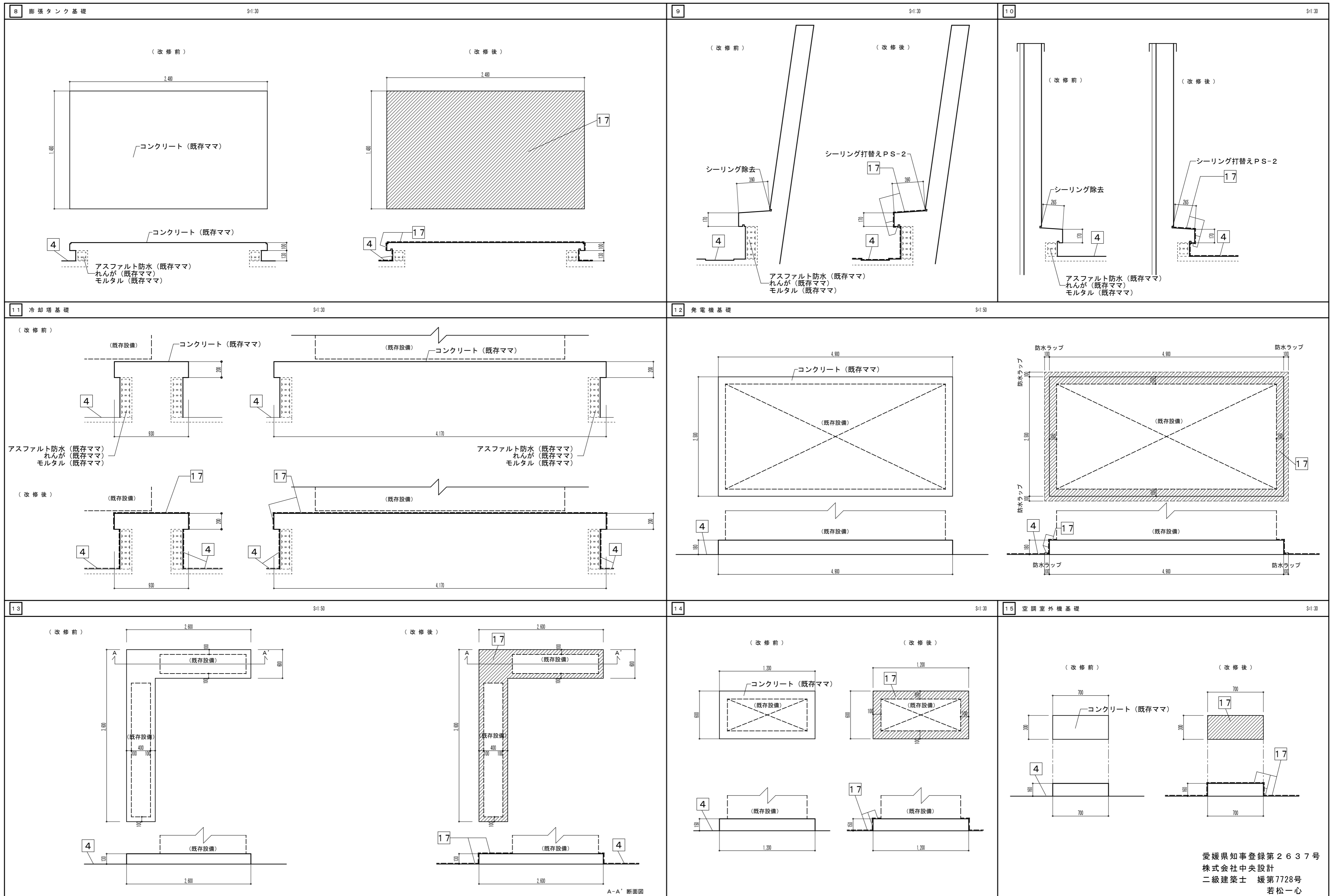
排水金物リスト	
記号	名称
A	ドレン撤去新設75φ
B	ドレン撤去新設100φ
C	ドレン撤去新設125φ



1 独立基礎 1 記号 □ S=1:5 S=1:5 2 独立基礎 2 記号 □ S=1:5 S=1:5 3 基礎ブロック 記号 □ S=1:5 S=1:5 4 塩ビ絶縁シート防水 (非歩行仕様) S=1:30 S=1:30



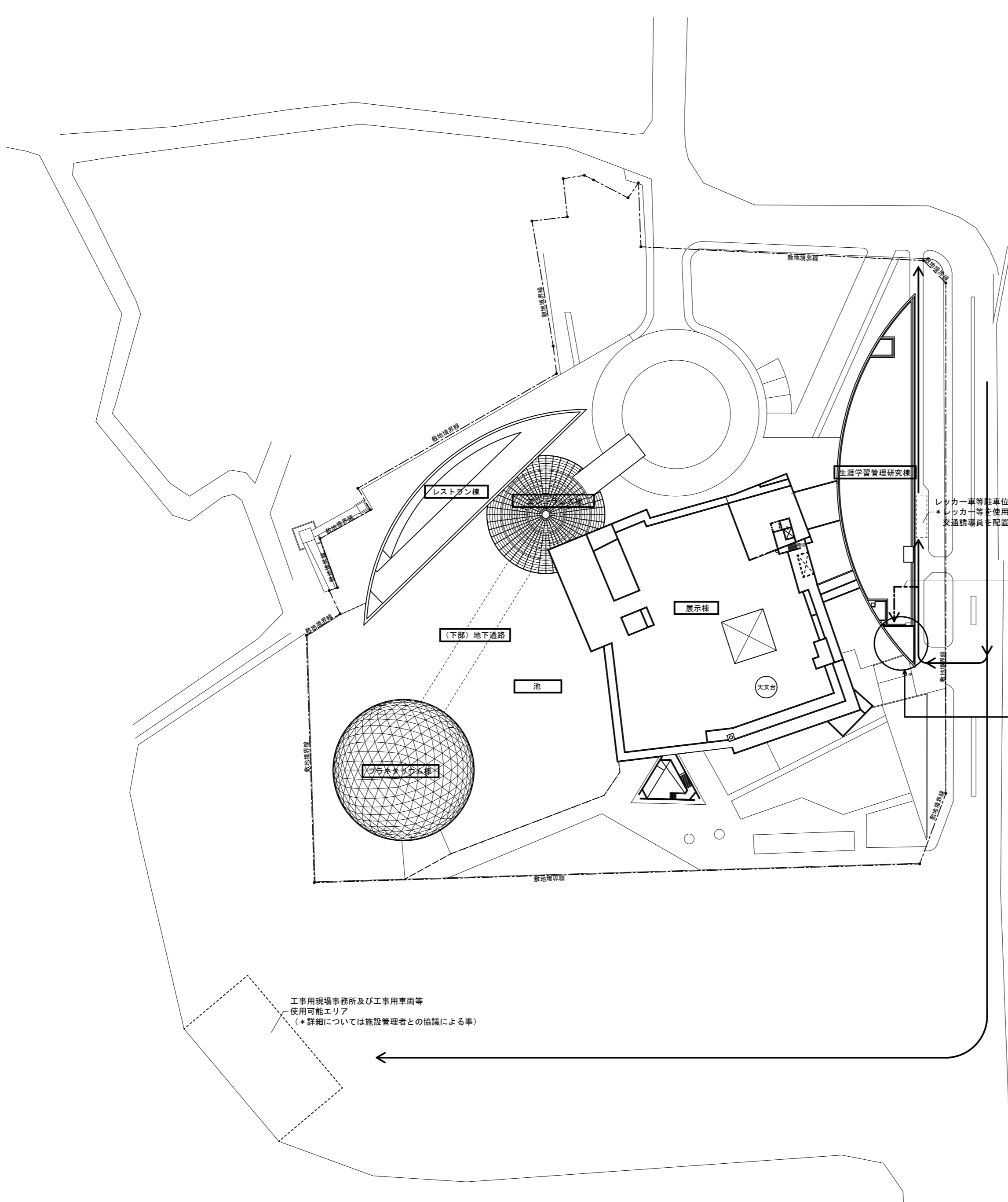
愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計
二級建築士 媛第7728号 若松一心



愛媛県知事登録第2637号
 株式会社中央設計
 二級建築士 堀第7728号
 若松一心

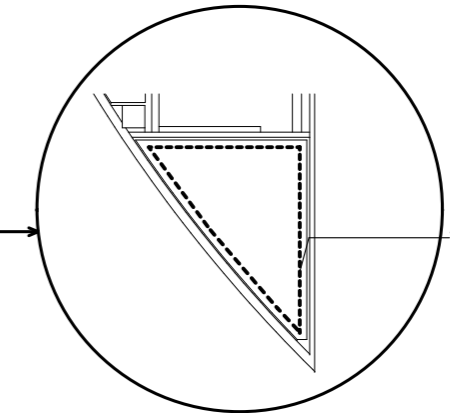
令和6年度	工事名	総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事	名称	(改修前後) 施設詳細図2	S=1: 5 S=1: 30 S=1: 200	A-14
-------	-----	-------------------------	----	---------------	-------------------------------	------

<p>16 冷却管理装置基礎 S=1:30</p> <p>(改修前) (改修後)</p>	<p>17 塗膜防水 X-2 S=1:30</p> <p>(改修前)</p> <p>伸縮目地 (撤去) 軽量コンクリート t=60 (既存ママ) ワイヤーマッシュφ50mm目 (既存ママ) アスファルト断熱防水 (既存ママ)</p> <p>コンクリート打放し下地</p> <p>(改修後)</p> <p>塗膜防水 X-2 シーリング PS-2 (伸縮目地除去部分) 伸縮目地撤去 ケレン清掃、全面デッキブラシかけ (伸縮目地撤去前)</p> <p>既存防水ママ</p>	<p>18 臭突廻り</p> <p>(改修前) (改修後)</p>				
<p>19 アスファルト防水 (露出) S=1:30</p> <p>(改修前)</p> <p>アスファルト防水 (露出) (既存ママ)</p> <p>(改修後)</p> <p>塩ビ絶縁シート防水 (機械的固定工法) t=1.5</p>	<p>20 S=1:30</p> <p>(改修前) (改修後)</p>	<p>21 S=1:30</p> <p>(改修前) (改修後)</p>				
<p>22</p> <p>(改修前) (改修後)</p> <p>シーリング (除去)</p> <p>シーリング打替え PS-2</p> <p>アスファルト防水 (既存ママ) れんが (既存ママ) モルタル (既存ママ)</p>			<p>愛媛県知事登録第2637号 株式会社中央設計 二級建築士 嬢第7728号 若松一心</p>			
<p>令和6年度</p>	<p>工事名</p>	<p>総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事</p>	<p>名称 (改修前後) 施設詳細図3</p>	<p>S=1: 5 S=1: 30 S=1: 200</p>	<p>A-15</p>	





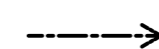
レシカー等 駐車位置
*レシカー等を使用時は
交通誘導員を配置する事

作業員は職員用出入口より
建物内に入り、内部階段を使用し
屋上へ
(内部階段の使用範囲については床・壁の養生を行う事)



※塔屋部については落下防止対策として簡易手摺を設ける事
簡易手摺位置を示す

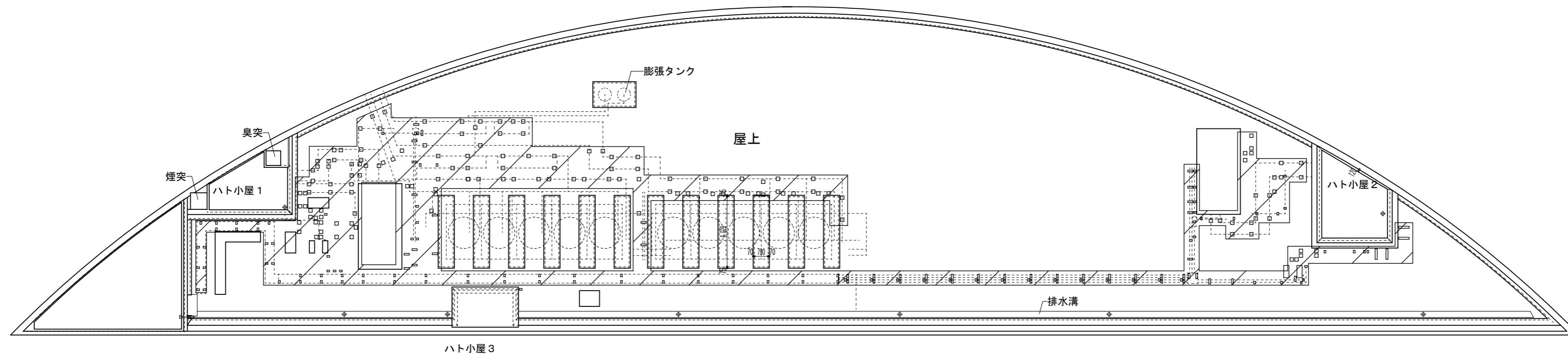
拡大図

-  敷地内工事作業エリアを示す
-  工事用車両(重機共)動線を示す
-  工事作業員動線を示す

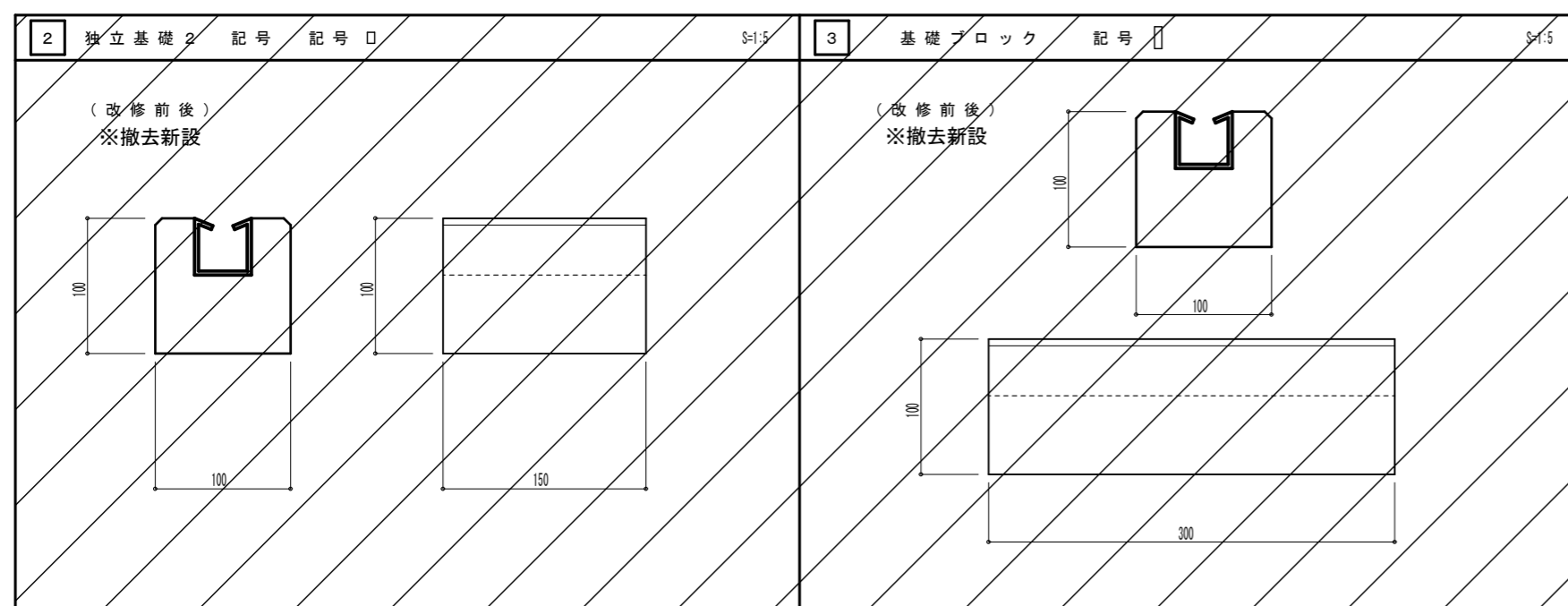
工事現場事務所及び工事用車両等
使用可能エリア
(*詳細については施設管理者との協議による事)

愛媛県知事登録第2637号
株式会社中央設計
二級建築士 嬢第7728号
若松一心

令和6年度	工事名	総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事	名称	仮設計画図	S=1:800	A - 16
-------	-----	-------------------------	----	-------	---------	--------




 : 撤去範囲を示す



令和6年度	工事名	総合科学博物館生涯学習・管理研究棟外部改修工事	名称	屋上平面図・施設撤去図	S=1:5 S=1:200	M-01
-------	-----	-------------------------	----	-------------	------------------	------